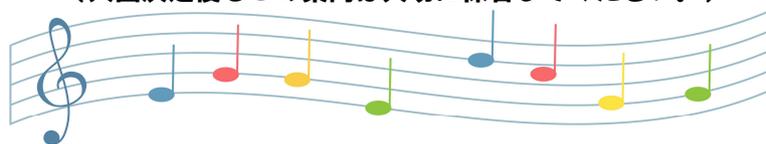


令和7年度 入園案内

(入園決定後もこの案内は大切に保管してください。)



4月入園申請の受付 ※ 育児休業から復帰する市民の方に限り、5月以降の入園申請を予約で受け付けます。

受付期間 (土日祝日除く)	1次受付：令和6年11月1日(金)～11月19日(火)
	2次受付：令和7年1月20日(月)～令和7年2月7日(金)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
受付場所	北杜市役所こども保育課(西館1階) ※ 総合支所や郵送では受付をしていません。

※ 提出書類の確認に時間を要します。また、最終日は特に混雑しますので、日時に余裕をもってお越しください。

※ 必要書類が全て揃っていない場合は申請を受理できません。申請前に不備や記入もれがないか必ず確認してください。

必要書類の記入方法が不明な場合は、受付期間前にお問合せいただくと、受付がスムーズです。

5月以降入園申請の受付

入園月	受付開始	受付締切	入園月	受付開始	受付締切
5月	4/1(火)	4/10(木)	11月	9/11(木)	10/10(金)
6月	4/11(金)	5/9(金)	12月	10/14(火)	11/10(月)
7月	5/12(月)	6/10(火)	1月	11/11(火)	12/10(水)
8月	6/11(水)	7/10(木)	2月	12/11(木)	1/9(金)
9月	7/11(金)	8/8(金)	3月	1/13(火)	2/10(火)
10月	8/12(火)	9/10(水)	※各園の募集状況についてはこども保育課へお電話でお問い合わせください。		
受付場所	北杜市役所こども保育課(西館1階) ※ 総合支所や郵送では受付をしていません。				

北杜市 こども政策部 こども保育課

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1
 電話 0551-42-1402 / FAX 0551-42-2335

目次

1. 入園の申請から入園までの流れ	2
令和7年度中に育児休業から職場復帰する方（予約申請）	
【北杜市在住】北杜市に住所があり市外の保育園等へ入園希望の方	
【市外在住・転入予定】北杜市に住所がなく市内の保育園等へ入園希望の方	
2. 幼児教育・保育施設について	4
3. 市内保育施設位置図	5
4. 市内保育施設一覧	6
5. 保育の必要性の認定について	9
子どものための教育・保育給付認定について	
子育てのための施設等利用給付認定について	
6. 申請に必要な書類	12
全ての方に必要な書類	
該当する方のみ必要な書類	
申請後、状況が変わった場合の手続き	
7. 利用調整について	14
北杜市内の保育園、認定こども園（保育園機能）、地域型保育事業の利用調整	
北杜市立認定こども園（幼稚園機能）の利用決定	
希望の保育園等に入園が決まらなかった場合（入園保留）	
8. 保育料・給食費について	17
9. 入園後に家庭状況が変わるとき	21
10. その他の保育について	22
11. 北杜市立保育園の民営化及び適正規模・適正配置について	24
12. よくある質問（令和7年度入園者向け）	25
13. 申請書等記入例	27

【令和7年度 保育対象年齢】

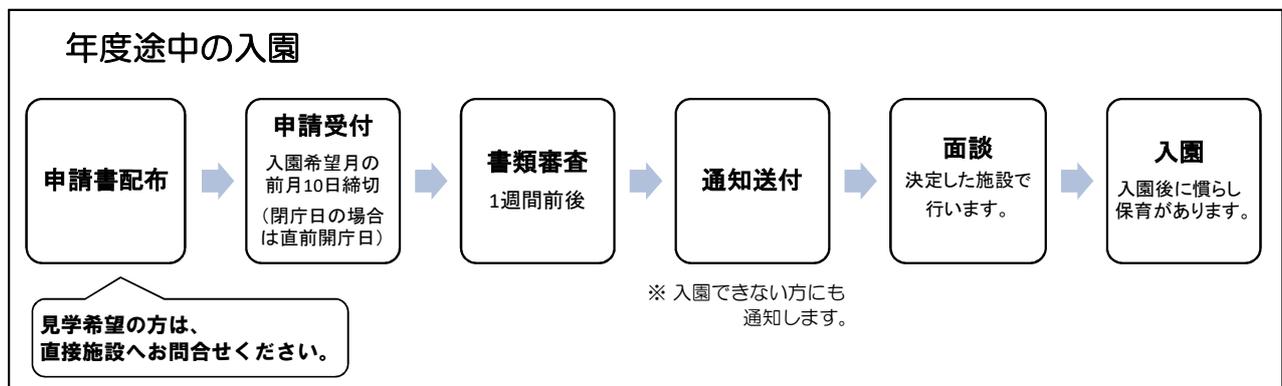
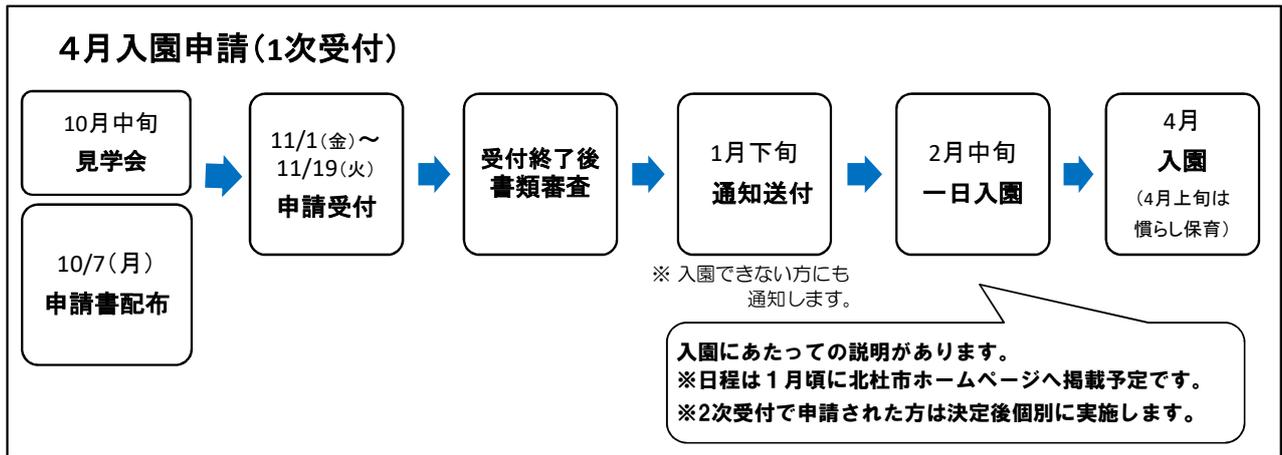
クラス	生年月日
5歳児	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日
4歳児	令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日
3歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
2歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
1歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日
0歳児	令和6年4月2日 ～ 令和7年4月1日（★）
0歳児	令和7年4月2日 ～ （★）

★ 北杜市立の0歳児入園可能月（入園月の初日時点で生後6ヶ月を経過していること）

生年月日	入園可能月
～令和6年9月30日	令和7年4月より
～令和6年10月31日	令和7年5月より
～令和6年11月30日	令和7年6月より
～令和6年12月31日	令和7年7月より
～令和7年1月31日	令和7年8月より
～令和7年2月28日	令和7年9月より
～令和7年3月31日	令和7年10月より

北杜市内の私立保育施設については上記と異なる場合がありますので、施設に直接お問い合わせください。

1 入園の申請から入園までの流れ



- ・入園に必要な持ち物等は、入園決定後、施設からお知らせします。
- ・北杜市立の施設では、食物アレルギーがある場合や0～1歳半の子どもの離乳食について、施設で面談を行います。
- ・入園後1～2週間は慣らし保育のため、通常よりも短い時間での保育となります。
- ・オンライン申請について、順次条件を拡大しながら受付を予定しています。詳細や最新情報は市ホームページでご確認ください。

令和7年度中に育児休業から職場復帰する方（予約申請）

令和7年度中に **育児休業から職場復帰** される方で、職場の就労証明書が提出できる方に限り、4月入園の申請期間に**年度途中入園の予約申請**をすることが可能です。慣らし保育を考慮し、**職場復帰日の2週間前**から入園可能です（北杜市民以外は予約申請できません。）。5月以降の年度途中についても同様に予約申請ができます。

- (例) 通常の場合 : 9月入園希望の場合、前月8月10日を締切として審査。
 職場復帰する場合 : 復帰が9月のため、9月入園を希望している場合でも、6月10日までに申請をすれば、7月入園希望者と一緒に審査。

職場復帰予定で入園された方は、復帰後1ヶ月以内に復帰したことがわかる就労証明書を提出してください。
 なお、**入園前に育児休業を取得した勤務先を退職・転職した場合は入園取消となります。**

育児休業とは

保育の必要性の要件や入園利用調整における育児休業は、原則「育児・介護休業法」に基づくものを指します。
 会社等勤務で雇用保険に加入している方は、育児休業の取得状況が証明された就労証明書、会社勤務で雇用保険に加入していない方や自営業の方等は、「育児・介護休業取扱通知書の写し」を添付できる場合に限り、上記の育児休業とします。

【市内在住】北杜市に住所があり 市外の保育園等 へ入園希望の方

入園申請は、北杜市こども保育課で行ってください。申請用紙も原則北杜市様式です。

※市外への転出に伴う申込みの場合、転出後に転出先の自治体で改めて申請が必要です。

転出を伴う場合に直接申込が可能な自治体もありますので、希望する施設のある自治体へご確認ください。

2、3号認定の申請の場合

※認定区分については、9ページ（1）①をご覧ください。

- 自治体によって、締切日や認定要件が異なります。事前に希望する保育園等がある自治体へ確認をし、提出書類をご用意ください。
- 申請期間は入園を希望する保育園等が所在する自治体の定める期間となります。当該自治体へ申込み期間の確認をしていただき、当該自治体の締切日の1週間前までに北杜市こども保育課へ申請をしてください。
- 自治体によっては、市外の児童の受入れを行っていない場合もありますので、空き状況や受入れの可否の確認をお願いします。

1号認定の申請の場合

- 幼稚園や認定こども園（北杜市立以外）などの1号認定の入園決定は施設で行いますので、入園が内定した際に、子どものための教育・保育給付認定の申請をしてください。

【市外在住・転入予定】北杜市に住所がなく 市内の保育園等 へ入園希望の方

※ホームページにて「北杜市外にお住まいで 北杜市の保育施設への入園を希望する方」もご確認ください。

北杜市に転入する予定のない方

- 居住自治体で、北杜市の締切日の1週間前頃までに居住自治体の申請様式で申請してください。
※0～1歳児クラスの子どもが市内の施設を利用できるのは、利用を開始した年度末までです。
翌年度も継続して利用希望の場合は、翌年度の新規入園希望者とともに再度利用調整を行うため、再申請が必要です。
※北杜市立保育園の分園では、0～2歳児クラスの入園は受付けていません。
※育児休業から職場復帰する場合の予約申請はできません。

北杜市に転入予定の方

- 居住自治体で、北杜市の締切日の1週間前頃までに居住自治体が指定する様式で申請してください。
- 転入を証明する書類が提出できる方で、令和7年3月31日（途中入園の場合は入園希望月の前月末日）までに北杜市に転入できる方は、北杜市民とみなして利用調整を行います。転入後、改めて北杜市様式で申請が必要です。
 - 賃貸物件に居住予定の方…契約期日がわかる賃貸契約書の写し
 - 新築物件に居住予定の方…工事請負契約書、建築計画届出書（受付印があるもの）等、完成予定日が分かる書類の写し
 - 購入物件に居住予定の方…引渡日がわかる家屋売買契約書の写し
 - 市内居住の親族と同居予定の方…同居予定に関する申立書（同居先の家主による証明が必要）
- 利用調整をする際に市町村民税の課税情報が必要になります。令和6年度住民税課税証明書（又は非課税証明書）を添付し申請をしてください。
- 転入に関する誓約書（北杜市指定様式）を添付し申請をしてください。

※市区町村によっては申請受付していない場合がありますので、北杜市こども保育課にご相談ください。

※転入予定であっても、転入を証明する書類が提出できない方は、北杜市立保育園の分園の0～2歳児クラスの入園受付はできません。

※北杜市民とみなして利用調整した方で、入園希望月の前月末日までに転入できなかった場合は、入園取消となります。

※北杜市立認定こども園（1号認定）に入園希望の場合は、16ページ（2）もあわせてご覧ください。

※転入予定である場合も、育児休業から職場復帰する場合の予約申請はできません。

2 幼児教育・保育施設について

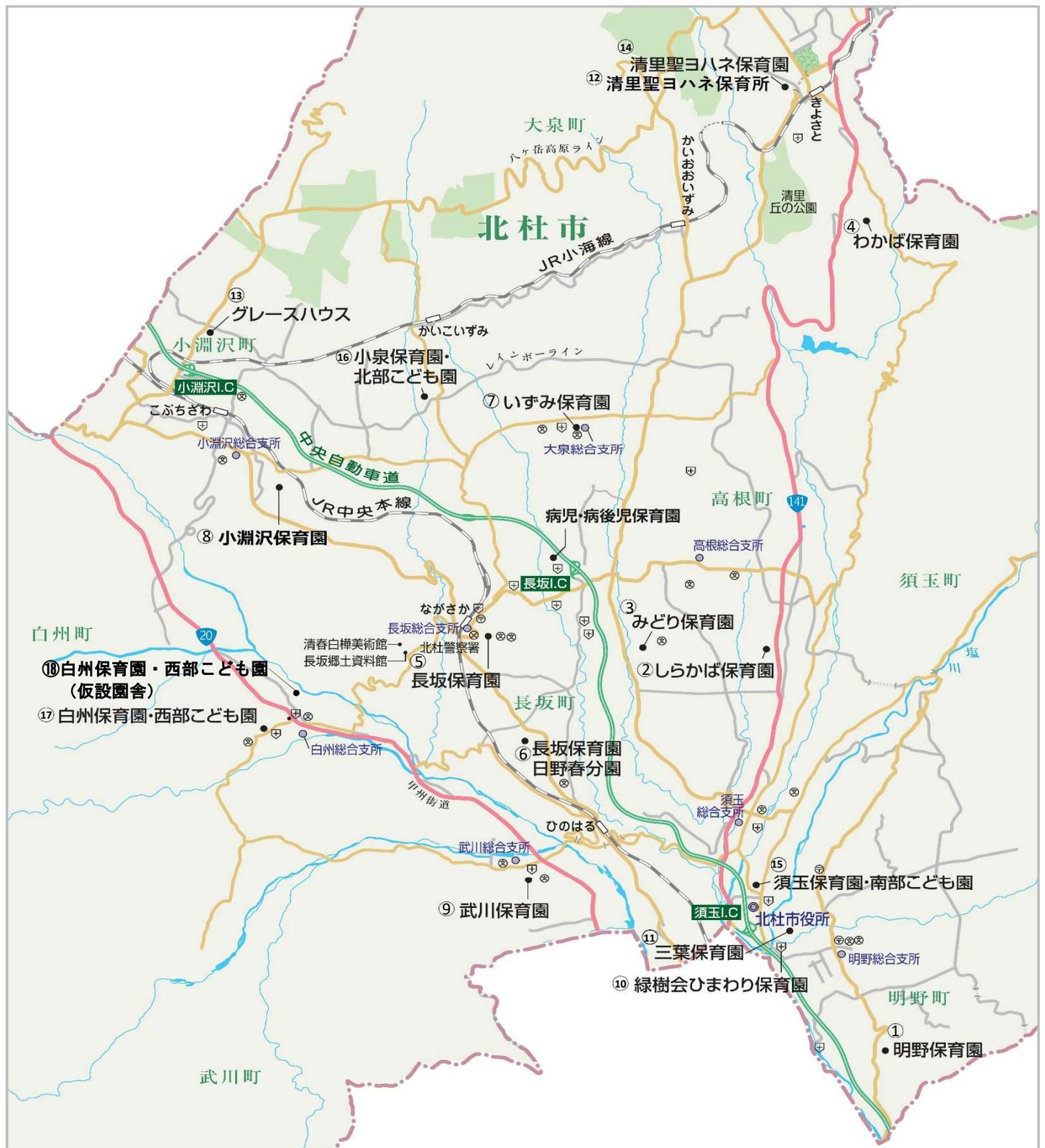
家庭の状況や子どもの年齢によって、利用できる施設が異なります。

		施設種別	対象年齢	保育時間 (P11)
子どものための教育・保育給付	施設型給付対象施設	幼稚園	3～5歳児	4時間 ※施設によって異なります。 各施設にお問い合わせください。
		幼稚園の教育を行う教育機関です。保育の必要性がないお子さんでも入園できます。施設によって満3歳から利用できます。		
		認定こども園（幼稚園機能）	0～5歳児	6.5時間 ※施設によって異なります。 各施設にお問い合わせください。
		幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持った施設です。保育の必要性がないお子さんでも入園できます。施設によって満3歳から利用できます。		
		認定こども園（保育園機能）		
		幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持った施設です。利用内容等は保育所と同じです。		
	保育園	0～5歳児	最長11時間 ※保育の必要性に応じて決定。	
	保育園は、保護者の就労や、病気などの理由でお子さんの保育を必要とする場合に、ご家庭の保護者に代わって保育することを目的としています。			
	地域型保育事業	家庭的保育事業※	0～2歳児	
		民家などを利用して、少人数の子ども（5人以下）を家庭的な雰囲気の中で保育する施設です。		
事業所内保育事業				
会社等の事業所が行う保育事業で、事業所に施設があります。従業員の子ども（従業員枠）と地域の子ども（地域枠）を一緒に保育します。利用調整は、「地域枠」は市が行い、「従業員枠」は事業所が行います。				

※家庭的保育事業等（事業所内保育施設含む）については、卒園後の受け皿の確保のため等の連携施設が設定されています。

子育てのための施設等利用給付	認可外保育施設等	詳しくは、別の案内をご覧ください。
	都道府県の認可を受けて設置した認可保育所以外の届出済認可外保育施設（ベビーシッター含む）です。また、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、企業主導型保育事業（地域枠）も含まれます。	
	新制度未移行幼稚園	
	子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園です。	
預かり保育事業	幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）、特別支援学校幼稚部での預かり保育事業です。	

3 市内保育施設位置図



4 市内保育施設一覧

※ 利用定員は令和6年9月時点のものです。

申込状況により令和7年4月の利用定員は変更となる場合があります。

(1) 保育園

公立	明野保育園	明野町小笠原3891 TEL：25-2558		位置図①
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※土曜日は北杜市立認定こども園で保育を実施。			
利用定員	0～2歳児	3～5歳児	合計	
	20	70	90	

公立	しらかば保育園	高根町箕輪2270-1 TEL：47-2002		位置図②
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※土曜日は北杜市立認定こども園で保育を実施。			
利用定員	0～2歳児	3～5歳児	合計	
	40	80	120	

公立	みどり保育園	高根町村山西割1680 TEL：47-2322		位置図③
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※土曜日は北杜市立認定こども園で保育を実施。			
利用定員	0～2歳児	3～5歳児	合計	
	40	80	120	

公立	わかば保育園	高根町浅川266-22 TEL：48-2733		位置図④
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※土曜日は北杜市立認定こども園で保育を実施。			
利用定員	0～2歳児	3～5歳児	合計	
	15	25	40	

公立	長坂保育園	長坂町長坂上条2413-1 TEL：32-2165		位置図⑤
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※土曜日は北杜市立認定こども園で保育を実施。			
利用定員	0～2歳児	3～5歳児	合計	
	45	85	130	

公立	長坂保育園日野春分園	長坂町長坂下条1237-3 TEL：32-3106		位置図⑥
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※土曜日は北杜市立認定こども園で保育を実施。			
利用定員	0～2歳児	3～5歳児	合計	
	11	34	45	

公立	いずみ保育園	大泉町谷戸2927-2 TEL：38-2141	位置図⑦	
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※土曜日は北杜市立認定こども園で保育を実施。			
利用定員	0～2歳児	3～5歳児		合計
	45	75		120

公立	小淵沢保育園	小淵沢町上笹尾1290-3 TEL：36-2048	位置図⑧	
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※土曜日は北杜市立認定こども園で保育を実施。			
利用定員	0～2歳児	3～5歳児		合計
	48	102		150

公立	武川保育園	武川町牧原1146 TEL：26-3320	位置図⑨	
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※土曜日は北杜市立認定こども園で保育を実施。			
利用定員	0～2歳児	3～5歳児		合計
	32	58		90

私立	三葉保育園	明野町下神取431-1 TEL：25-2429	位置図⑩	
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30			
利用定員	0～2歳児	3～5歳児		合計
	20	30		50
園から ひとこと	「自然豊かな環境の中で、なかよしファームで地域の方と交流をしたり、散歩や外遊びを多く取り入れた保育をしています。」			

(2) 事業所内保育施設

私立	社会福祉法人緑樹会 ひまわり保育園	明野町上手520 ほくと診療所2階 TEL：090-9435-5596	位置図⑩	
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※連携施設は北杜市立保育園・認定こども園			
利用定員	0～2歳児（従業員枠）	0～2歳児（地域枠）		
	6	6		
園から ひとこと	「ゆったりとした雰囲気の中で、こども一人ひとりの発達に合わせた保育を行っているアットホームな保育園です。」			

私立	清里聖ヨハネ保育所	高根町清里3545 TEL：48-2055	位置図⑫	
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※連携施設は清里聖ヨハネ保育園（認定こども園）			
利用定員	0～2歳児（従業員枠）	0～2歳児（地域枠）		
	3	2		
園から ひとこと	「清里聖ヨハネ保育園とともに『一人ひとりの子どもたちを祝福する保育』を目標に掲げ、清里の豊かな森と草原の中で神様に見守られながら過ごしていきます。」			

(3) 家庭的保育施設

私立	グレースハウス	小淵沢町2957-4 TEL：30-4347、090-4848-7722	位置図⑬								
開所時間	月～土曜日（12月30日～1月3日を除く） 7：30～18：30 ※ 連携施設は北杜市立保育園・認定こども園										
利用定員	<table border="1"> <tr> <td>0～2歳児</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			0～2歳児					5		
0～2歳児											
	5										
園からひとこと	<p>「家庭的な環境の中で、自然を利用し、五感を鍛えます。 事前の見学は必須となっておりますので、ご了承くださいませ。」</p>										



(4) 認定こども園

私立	清里聖ヨハネ保育園	高根町清里3545 TEL：48-2558	位置図⑭										
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30												
利用定員	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">0～2歳児</td> <td colspan="2">3～5歳児</td> <td rowspan="2">合計</td> </tr> <tr> <td>幼稚園機能</td> <td>保育園機能</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>15</td> <td>33</td> <td>75</td> </tr> </table>			0～2歳児	3～5歳児		合計	幼稚園機能	保育園機能	27	15	33	75
0～2歳児	3～5歳児		合計										
	幼稚園機能	保育園機能											
27	15	33	75										
園からひとこと	<p>「キリスト教精神に基づいて家庭的な温もりを大切に、 年齢にとられないグループで活動し、森や野原で過ごす時間を多く取り入れています。」</p>												

幼稚園機能は、
直接施設に
申請してください。



公立	須玉保育園・南部こども園	須玉町大蔵795 TEL：42-5631	位置図⑮										
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30												
利用定員	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">0～2歳児</td> <td colspan="2">3～5歳児</td> <td rowspan="2">合計</td> </tr> <tr> <td>幼稚園機能</td> <td>保育園機能</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30</td> <td>130</td> <td>210</td> </tr> </table>			0～2歳児	3～5歳児		合計	幼稚園機能	保育園機能	50	30	130	210
0～2歳児	3～5歳児		合計										
	幼稚園機能	保育園機能											
50	30	130	210										
	<p>子育て支援センター 「ニココスマイルーム」 併設</p>												



公立	小泉保育園・北部こども園	長坂町白井沢4160 TEL：32-2807	位置図⑯										
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30												
利用定員	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">0～2歳児</td> <td colspan="2">3～5歳児</td> <td rowspan="2">合計</td> </tr> <tr> <td>幼稚園機能</td> <td>保育園機能</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>19</td> <td>41</td> <td>75</td> </tr> </table>			0～2歳児	3～5歳児		合計	幼稚園機能	保育園機能	15	19	41	75
0～2歳児	3～5歳児		合計										
	幼稚園機能	保育園機能											
15	19	41	75										
	<p>子育て支援センター 「つくしんぼルーム」 併設</p>												



公立	白州保育園・西部こども園	白州町白須1140 TEL：35-2306	位置図⑰										
開所時間	月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く） 7：30～18：30												
利用定員	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">0～2歳児</td> <td colspan="2">3～5歳児</td> <td rowspan="2">合計</td> </tr> <tr> <td>幼稚園機能</td> <td>保育園機能</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>120</td> </tr> </table>			0～2歳児	3～5歳児		合計	幼稚園機能	保育園機能	30	30	60	120
0～2歳児	3～5歳児		合計										
	幼稚園機能	保育園機能											
30	30	60	120										
	<p>子育て支援センター 「こあらルーム」 併設</p>												



※白州保育園・西部こども園は、園舎の大規模改修工事に伴い、現在仮設園舎にて保育を行っております。
なお、仮設園舎は令和8年1月末までの運用予定です。
仮設園舎住所：北杜市白州町白須6807番地55（位置図⑱）
電話番号：35-2306

5 保育の必要性の認定について

(子どものための教育・保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定)

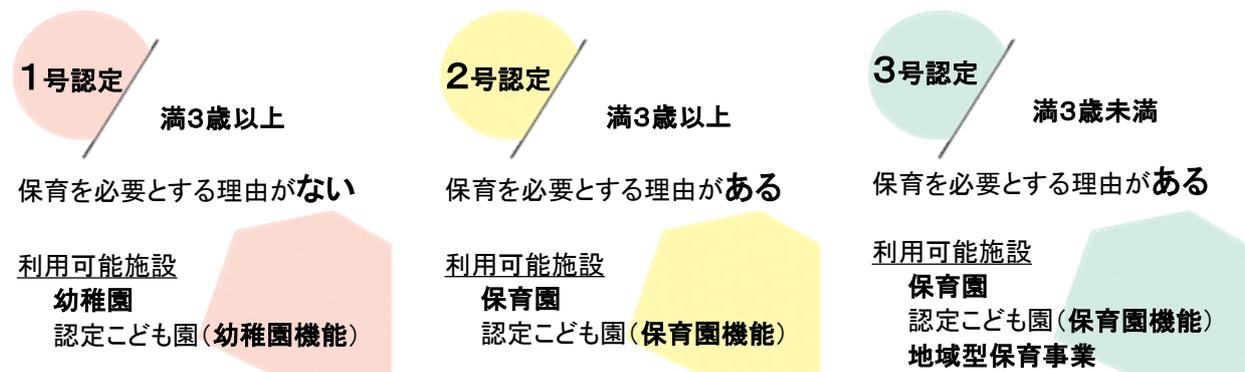
教育・保育施設の利用または幼児教育・保育の無償化の対象となるためには認定が必要です。

(1) 子どものための教育・保育給付認定について

4ページの「施設型給付対象施設」と「地域型保育事業」の利用を希望する場合に、必要な認定です。

① 認定区分

子どもの年齢、保育の必要性に応じ、以下の区分に分かれます。



※ 子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園への入園を希望される場合は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。別の案内をご覧ください。

② 保育が必要な理由・利用可能期間

2・3号認定は、保護者（父母とも）が以下の保育が必要な理由のいずれかに該当する場合に受けられます。また、保育が必要な理由により、利用できる期間が異なります。

保育が必要な理由	詳細	利用できる期間
就労	労働（家庭外・家庭内）を常態としている方 ・1日3時間以上かつ月16日以上 ※ 家庭内労働の場合、昼間居宅内で児童と離れて 日常の家事以外の労働を常態としている方。 ・農業の場合、上記かつ就農面積20a以上	最長、就学前まで
母親の妊娠出産(*1)	妊娠中または出産後間もない方	出産予定月の2ヶ月前～生まれた子が1歳になる月の末日まで
疾病・障害等	保護者が障害を有する方や保護者が傷病の方	療養を必要とする期間
介護・看護	長期にわたり傷病の状態にあたり、心身に障害を有している同居の親族を常時介護・看護している方	介護・看護を必要とする期間
就学等	以下の学校等で就学している方 ・学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校等 ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等 (通信講座や趣味の講座は除く)	卒業・修了予定月の末までの期間
災害復旧	火災・風水害・地震などの災害復旧にあたっている方	必要な期間
求職活動等(*2)	就労を目指しての求職活動、開業準備を行っている方	最長3ヶ月
育児休業	在園中の5歳児に限り、年度途中で妊娠出産要件が終了するが、会社の育児休業を引き続き取得する方	生まれた子どもの育児休業の期間
その他	児童虐待や配偶者からの暴力で家庭での保育が困難である場合、保育が必要な各理由に類する状態として市長が認める方	必要な期間

現在の状況と4月(入園希望月)の状況が異なる場合は、4月(入園希望時期)の状況の要件で申請してください。

「集団生活を経験させたい」「遊ぶ場所がない」「友達がいない」等の理由は保育が必要な理由にはなりません。認定こども園(幼稚園機能)や幼稚園が利用できます。



*** 1 母親の妊娠出産**

出産後1ヶ月以内に、母子健康手帳の表紙と出産日記載ページの写しをご提出ください。

出産日が、出産予定日が属する月の前月または翌月になった場合は利用期間の変更申請をしてください。

*** 2 求職活動等**

- 求職活動と開業準備を理由に入園された方は、**1ヶ月ごと**に活動状況の報告をしてください。

「求職活動等報告書」に活動したことが分かる書類(面接の予約票、合否結果通知書等)を添付し報告する月の翌月10日までに提出してください。

- 求職活動は、就労と同程度(1日3時間以上かつ月16日以上)の活動を行ってください。

同程度の活動を行っていない場合、認定期間の満了前でも退園となることがあります。

- 認定期間内に1日3時間以上かつ月16日以上就労することを証明する書類を保護者が提出せず、認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、保育園等が利用できなくなります。

- 就労先が確定した方は、決定(内定)日が属する月の翌月1日までに就労を開始してください。それまでに就労されていない場合、退園となることがあります。

(例) 内定等の連絡が来た日: 4月15日 → 雇用(就労)開始日は4月15日から5月1日の間としてください。

③ 保育の必要量

2・3号認定は、認定事由や状況に応じて、保育必要量「保育標準時間(最長11時間)」と「保育短時間(最長8時間)」を判定します。複数の保育が必要な理由があり、保育標準時間で利用を希望する場合はすべての保育が必要な理由の証明書を提出してください。

ただし、**保育の必要性の認定や、保育所等の利用調整は、主たる理由**で行います。

例えば、保育を必要とする理由が就労と介護の場合で、主たる理由が就労の場合は、就労の証明内容を基に利用調整を行います。

保育の必要性	保育必要量	
	標準時間	短時間
就労	○	○
妊娠出産	△	○
疾病・障害等	○	○
介護・看護	○	○
就学等	○	○
災害復旧	×	○
求職活動等	×	○
育児休業	×	○
その他	×	○

妊娠出産要件
 出産日から2か月経過した日の属する月末まで「保育標準時間」が利用できます。
 2か月経過後、「保育短時間」への変更手続きが必要です。

保育標準時間
 この表の○のついている理由で認定を受ける方で、職場等の証明が出せる方が利用できます。

＜北杜市内の保育施設の保育時間＞

利用できる保育時間は、保育の必要性を証明する書類と申請時の聞き取りで決定します。

※市外の保育園では標準時間と短時間の設定が異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

保育施設	認定内容	保育時間
北杜市立保育園 北杜市立認定こども園（保育園機能） 市内私立保育園 市内私立認定こども園（保育園機能） 市内地域型保育施設	保育 標準時間	7時30分～18時30分 ※ 7時30分～8時30分（15分刻み）、 16時30分～18時30分（30分刻み） は就労時間等必要量に応じて決定します。
	保育短時間	8時30分～16時30分
北杜市立認定こども園（幼稚園機能） 清里聖ヨハネ保育園（幼稚園機能）	教育 標準時間	9時～15時30分
		9時～16時

④ 支給認定証の交付について

子どものための教育・保育給付認定を受けた方には、30日以内に市から「子どものための教育・保育給付認定決定通知書」が交付されます。

ただし、4月入園については、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、締切日までに提出された認定申請の結果は、翌年3月末までに交付します。

※北杜市では原則支給認定証を交付していません。支給認定証の交付を希望される方は、申請書の支給認定証の交付を「希望する」にチェックをしてください。

(2) 子育てのための施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、令和元年10月1日から始まった認定です。

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）等の預かり保育を利用される方で、保育の必要性がある方がこの認定を受けると、預かり保育料が無償化の対象となります。

① 認定区分

子どもの年齢、保育の必要性に応じ、以下の区分に分かれます。

認定区分	内容	近隣の主な対象施設
2号認定	3歳児クラスから5歳児クラスで、 保育の必要性がある子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 韮崎カトリック白百合幼稚園 （韮崎市） ・ バンビユニバーサルこども園 （南アルプス市） ・ 山梨英和ダグラスこども園 （韮崎市）
3号認定	0歳児クラスから2歳児クラスで、 保育の必要性があるもののうち、 住民税非課税世帯の子ども	<p>※対象施設となるかは直接施設に確認してください。</p>

② 保育が必要な理由

子育てのための施設等利用給付認定も、認定を受けるためには、保護者（父母とも）が保育が必要な理由のいずれかに該当する必要があります。

保育が必要な理由は、子どものための教育・保育給付認定と同じです。詳細については、9ページ（1）「②保育が必要な理由・利用可能期間」をご覧ください。

6 申請に必要な書類

2人以上の児童の申請を同時にする場合は、児童1人につき1部必要です。ただし、(1)④「子どものための教育・保育給付認定申請書」と⑥「保育施設等入園(転園)申込書」以外は申込児のうち1人を除き、コピーの添付が可能です。既に施設を利用しているきょうだいがいる場合、⑤「保育の必要性を証明する書類」は入園申請する児童の申請書に原本を添付し、きょうだいの現況届にはコピーを添付してください。

※必要書類が全て揃わない場合は、申請を受理できません。余裕を持って申請をしてください。

(1) 全ての方に必要な書類(1号認定の申請の場合⑥は不要です。)

① 申請者の本人確認書類

- ・次のいずれかの場合には1点 マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード 等
- ・次のいずれかの場合には2点 年金手帳、学生証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

※申請者本人以外の方が窓口にいられる場合(代理人申請)は、提出する方の身分証明書もあわせて提示してください。その場合に限り、申請者本人の①、②はコピー可です。(ただし、住民票の写しを除く)

② 申込児、両親のマイナンバー(個人番号)確認書類

マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し いずれか1点

※個人番号通知カードは氏名・住所等が住民票と一致する場合のみマイナンバーを証明する書類に該当します。

※保育料の算定にあたり、祖父母等の市町村住民税が合算対象となる場合(17ページ(1)②「保育料の算定方法」をご覧ください。)は祖父母等のマイナンバー確認書類も必要です。

就労証明書は不備があった場合、申請者による修正・加筆ができません。記入例及び記載要領をよく確認し就労先へ記載を依頼してください。

③ 保育園等入園申請書類チェックシート

④ 子どものための教育・保育給付認定申請書

⑤ 保育の必要性を証明する書類 ※父母それぞれについて必要です。



父母等の状況		必要書類
就労	会社等事業所	・就労証明書 (内定、復職予定の場合、その証明を受けてください。) ※令和6年の申請より全国共通(標準的)様式で受付けています。
	自営業・農業・会社等の経営者又は経営者の親族(26ページをご覧ください)	・就労状況申告書 ・確定申告書、源泉徴収票、直近3ヶ月の給与明細書等のコピー ・(事業主の方)会社の登記簿謄本、営業許可書、開業届等のコピー ・(農業の方)事業主の農業委員会発行の農地台帳、又は耕作証明書
妊娠出産		・母子健康手帳のコピー (母子の氏名・出産(予定)日が記載されているページ)
疾病・障害等		・(手帳の交付を受けている方) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー ・(手帳の交付を受けていない方)診断書
介護・看護		・介護・看護状況申告書 ・診断書、障害者手帳等、介護看護が必要であることや必要な期間が分かる書類
就学等		・在学証明書、学生証の写し等(予定の場合は合格通知) ・カリキュラム、時間割等
災害復旧		・罹災証明書等、被災の状況が分かる書類
求職活動等		・求職活動等状況申告書兼誓約書 ・(求職活動の方)ハローワーク受付票のコピー
その他		・内容を証明する書類

※同居している親族(祖父母等)の状況について、追加で書類を求める場合があります。

※提出いただいた書類(就労状況申告書等)の内容について、**事業主への聞き取りや現地の確認等**を行うことがあります。

その結果、書類の内容と相違している場合には、退園していただくことがあります。

⑥ 保育施設等入園(転園)申込書

⑦ 申請時確認書

(2) 該当する方のみ必要な書類

① その他の書類（保育料の軽減を受けるために必要です）

区分	必要書類
ひとり親世帯	児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療費助成金受給者資格証、遺族年金証書のいずれかの写し、又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※写し可
申請子ども又は同一世帯の方が障害を有している	療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し ※手帳をお持ちでない方は、同程度と判断できる書類 ※申込児に障害がある場合は入園希望施設に要相談
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書の写し
申込児が第2子以降	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※写し可 ※0～2歳児クラスに限る
その他	その他については、お問い合わせください。

② 課税証明書

保護者の住民税に基づき、保育料の算定と副食費の減免対象の判定をするため、住民税情報が必要になります。下記に該当する方は、市で税情報が確認できないため、書類を添付してください。祖父母等同居人（同一敷地内も含む）が主宰者（主に家計の支払いをしている方）の場合は、その方についても必要です。

※住民税の申告をされていない方は、申請されるまでに申告をしてください。

ただし、申請書にマイナンバーの記載があり、マイナンバーを利用した照会（情報連携）ができる方は、課税証明書の提出は不要です。（住民税非課税の方を除く）

父母等の状況	必要書類
令和6年1月2日から 令和7年1月1日までに 北杜市に転入された方	<令和7年4月から8月の入園の申込み> 令和6年度課税証明書（所得・課税・控除の内容が記載されているもの） ※前住所地の自治体でお取りください。
令和7年1月2日以降に 北杜市に転入された方	<令和7年4月から8月の入園申込み> 令和6年度課税証明書（所得・課税・控除の内容が記載されているもの） 令和7年度課税証明書（所得・課税・控除の内容が記載されているもの） ※前住所地の自治体で取得してください。令和7年度分については令和7年6月以降から取得できます。 <令和7年9月から令和8年3月の入園申込み> 令和7年度課税証明書（所得・課税・控除の内容が記載されているもの） ※前住所地の自治体で取得してください。

(3) 申請後、状況が変わった場合の手続き

申請後、次に該当するときは、変更届を提出してください。

① 保育施設等入園（転園）申込取下げ書兼申込内容変更届

- 希望する施設等を変更する、兄弟姉妹2人以上で申し込む場合の意向の変更をするとき
- 入園（転園）申込みを取り下げるとき

② 認定申請取下げ書兼申請内容変更届

- 認定申請内容（求職活動要件から就労要件へ変更する等）を変更するとき
- 認定申請を取り下げるとき

※入園決定後に申込内容を変更したり、入園申込を取り下げることではできませんのでご注意ください。

※入園を辞退する場合は、子どものための教育・保育給付認定取消申請書を提出してください。



①、②ともに申請内容の変更をする場合は、**1次受付の場合は11月29日までに**
2次受付以降の申請の場合は受付締切日までに 変更申請書（及び必要書類）を提出してください。

7 利用調整について

(1) 北杜市内の保育園、認定こども園（保育園機能）、地域型保育事業の利用調整

利用施設の決定は、第一希望を優先に調整しますが、定員を超える場合は、「利用調整基準」に基づき、入園を決定します。この基準は、令和4年4月入園の選考から適用されています。

①利用調整基準

＜世帯の指数の算定方法＞

父の利用基準指数 + 母の利用基準指数 + 調整指数 = その世帯の合計指数

※ひとり親世帯の場合には、父または母の基準指数に20を加算し算定します。

利用基準						
保育認定の要件	保護者の状況				利用基準指数	
	細目		適用			
① 就労	会社等・自営業	週5日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としている		20	
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としている		17	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としている		14	
		週4日 の就労	1日8時間以上の就労を常態としている		17	
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としている		14	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としている		11	
	上記に該当しないが、1日3時間以上、月16日以上 の就労を常態としている					8
	農業	耕作面積 20アール 以上	週5日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としている		17
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としている		14
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としている		11
		週4日 の就労	1日8時間以上の就労を常態としている		14	
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としている		11	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としている		8	
	上記に該当しないが、1日3時間以上、月16日以上 の就労を常態としている					5
② 妊娠出産	出産前2ヶ月、出産月、出産後12ヶ月				20	
③ 疾病 障害等	障害	身体障害者手帳を有する者 又は同程度と判断できる者	1級、2級		20	
			3級		16	
			4級以下		10	
	療育手帳を有する者 又は同程度と判断できる者	A		20		
		B		16		
	疾病 (医師の 診断を要 する。療 養期間中 の利用に 限る。)	入院 自宅療養	精神障害者保健福祉手帳を有する者 又は同程度と判断できる者		1級～3級	20
			1ヶ月以上入院をしている、又は入院が決定している		20	
			1ヶ月以上常時臥床での療養を要する		20	
精神性疾患、感染症の傷病		上記以外で1カ月以上の安静加療を要する		10		
④ 介護・ 看護	施設付き添い	病院等の指示により、1ヶ月以上入院の付き添いにあ たっている(入院期間中の利用に限る)			20	
		寝たきり者介護(寝たきりが常態となっている者の介護にあ たっている)			20	
	自宅介護・看護	障害(児)者看護(障害(児)者の看護又は通園・通学・通院にあ たっている)			20	
		一般介護・看護(上記以外で要看護・要介護が常態となっ ている者の看護・介護にあたっている)			18	
⑤ 就学	学校教育法に定める学校や職業訓練施設に通学・通所している ※1 ①就労(会社等・自営業)の細目・適用及び指数と同様				※1	
⑥ 災害復旧	災害による家屋の損傷など、復旧にあたっている				20	
⑦ 求職活動 等	求職活動		フルタイム勤務での就労を目指し、求職活動を行っている		3	
	起業準備		起業準備を行っている		3	
⑧ その他	児童虐待や配偶者からの暴力で家庭での保育が困難である場合や、①～⑦ に類する状態として市長が認める場合 ※2 事情に応じて別途考慮				※2	

調整基準			
状態等			調整指数
世帯等の 特殊事情	①両親の不存在	死亡・行方不明等で両親がいない場合	+15
	②虐待・DV	社会的擁護が必要な場合（里親委託等含む）	+15
	③ひとり親家庭	母子家庭、父子家庭又はそれに類する場合	+15
	④障害者	保護者・同居児童が障害を有する場合	+10
	⑤生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯で就労により自立支援が図られる場合	+8
	⑥その他	上記の他の特殊事情が認められる場合	+8~15
育児休業明け		産休、育休から復職する場合	+5
地域型保育施設の卒園者		地域型保育施設の卒園予定者で、連携施設への入園を希望している場合	+10
保育士・保育教諭		市内の認可保育施設に保育士・保育教諭として勤務（就労内定）している場合	+15
同居者		保育できる祖父母等65歳未満の同居人がいる場合	-10
保育料の滞納		保育料・副食費の滞納（卒園児を含む）がある世帯	-20

②同一指数世帯の優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位によります。

順位	条 件	
1	地域型保育施設の卒園者	調整基準の「地域型保育施設卒園者」に該当する
2	保育士・保育教諭	調整基準の「保育士・保育教諭」に該当する
3	両親の不存在	調整基準の「両親の不存在」に該当する
4	虐待・DV	調整基準の「虐待・DV」に該当する
5	ひとり親（同居なし）	調整基準の「ひとり親家庭」に該当し、同居親族がいない
6	ひとり親（同居あり）	調整基準の「ひとり親家庭」に該当し、同居親族がいる
7	障害者	調整基準の「障害者」に該当する
8	生活保護世帯	調整基準の「生活保護世帯」に該当する
9	きょうだい入園	きょうだい同一の保育施設に入所している
10	多子世帯（同居なし）	本人を含むきょうだい3人以上であり、同居親族がいない
11	多子世帯（同居あり）	本人を含むきょうだい3人以上であり、同居親族がいる
12	育児延長	育児休業の延長している
13	災害復旧	利用基準の「災害復旧」に該当する
14	就労（同居なし）	父母等双方が利用基準の「就労」に該当し、同居親族がいない
15	就労（同居あり）	父母等双方が利用基準の「就労」に該当し、同居親族がいる
16	疾病	利用基準の「疾病障害等」のうち、疾病に該当する
17	妊娠出産	利用基準の「妊娠出産」に該当する
18	介護・看護	利用基準の「介護・看護」に該当する
19	就学	利用基準の「就学」に該当する
20	求職活動等	利用基準の「求職活動等」に該当する

※その他特殊事情に応じて、別途考慮する場合があります。

※優先順位でも決定しなかった場合は、市町村民税所得割課税額が低い世帯を優先します。

※市外にお住まいの方（申請方法は3ページをご確認ください。）

- ・入園の選考は、北杜市民の選考終了後に行いますので、優先順位は低くなります。ただし、入園日までに転入が確実な場合は、北杜市民とみなして選考を行います。
- ・北杜市立保育園の分園の0～2歳児クラスの受付は行っていません。
- ・育児休業から職場復帰される場合の予約申請はできません。

※家庭的保育事業等の従業員枠を除く卒園児は、保護者の希望に基づき卒園後も当該連携施設において優先的に保育を受けることができることから、家庭的保育事業等卒園児から利用調整を行います。

(2) 北杜市立認定こども園（幼稚園機能）の利用決定

利用施設の決定は、第一希望を優先に決定しますが、定員を超える場合は、くじ引きにより入園を決定します。北杜市立以外の認定こども園（幼稚園機能）の利用決定は施設が行います。

※市外にお住まいの方

- 入園の決定は、北杜市民の利用決定後に行いますので、優先順位は低くなります。
ただし、入園日までに転入が確実な場合は、北杜市民とみなして利用決定を行います。

(3) 希望の保育園等に入園が決まらなかった場合（入園保留）

利用調整の結果、申請者数が受入可能枠を上回り、希望していた保育園等の入園が決まらなかった場合は、「入園保留通知書」を交付します。

- 入園保留通知書は、申請締切日の後約1週間で発送しますので、必要な方は、余裕をもって申請してください。ただし、4月入園（1次受付分）の場合は、1月下旬に発送予定です。
- 入園保留となった場合は、希望の保育園等に空きがでた場合、利用調整の対象となります。保留の有効期間は、当該年度の10月入園までの申請をされた方は、入園希望月から最長で6ヶ月間、それ以降は最長で当該年度の3月31日までです。
- 保育の必要性の理由や希望施設を変更する場合は、毎月10日（10日が土日祝日となるときは、その前の開庁日）までに変更の手続きが必要です。
- 当該年度の次の4月入園以降も保育園等の利用を希望する場合には、改めて申請が必要です。

※ 入園保留通知交付後、利用希望保育園の追加等がないなど、申請状況に変更がない場合は、保留の有効期間中、入園保留通知書は再交付しません。



8 保育料・給食費について

(1) 保育料について

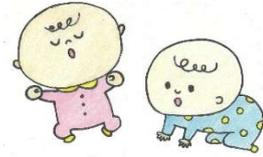
①制度の概要

<3歳児～5歳児クラス>

幼児教育・保育の無償化により、保育料はかかりません。

<0歳児～2歳児クラス>

保護者の市町村民税額に応じて算定します（事業所内保育事業（従業員枠）を除く）。



★低所得世帯等の軽減について

- ・市町村民税非課税世帯、生活保護世帯、里親世帯は無料です。
- ・ひとり親世帯、在宅障害児（者）がいる世帯で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は保育料が軽減されます。（次ページ表②をご覧ください。）

★多子減免について

1. 国の軽減制度

世帯の収入に関わらず、小学校就学前の子どものうち、2子目の子どもに係る保育料は半額、3子目以降の子どもにかかる保育料は無料です。

世帯の収入が360万円未満相当の場合は、生計を一にする子ども（年齢制限なし）のうち、2子目にかかる保育料は半額、3子目以降の子どもにかかる保育料は無料です。

※要保護世帯（ひとり親世帯、在宅障害児（者）がいる世帯）で世帯収入が360万円未満相当の世帯は2子目以降無料。

2. 北杜市独自の軽減制度

子育て世帯を応援する施策として、世帯の収入に関わらず、2子目以降の保育料を無料化。

保育料を負担していただいている第1子についても、**国基準と比較して大幅に軽減しています。**

②保育料の算定方法

保護者（両親）の市町村民税額の合計額が該当する階層の額です（次ページ参照）。

毎月1日に在園していると、1ヶ月の保育料がかかります。お休みをしても日割り計算しません。ただし、月の途中入園・退園のみ日割り計算を行います。

令和7年4月～8月の保育料 → 令和6年度の市町村民税をもとに算定

令和7年9月～翌年3月の保育料 → 令和7年度の市町村民税をもとに算定

※ 祖父母等と家計を同一にしている場合、家計の主催者（家計の支払を主に行っている方）が祖父母等の場合は、その方の市町村民税も合算して算定します。また、祖父母等と同居をしていて、両親とも市町村民税が非課税の場合は、両親以外（祖父母等のうち最も収入の多い方）の税額を合算して算定します。

※ 市町村民税の申告がない方や北杜市に転入された方で課税証明書の提出がない場合は、**最高階層の保育料を請求**させていただきますので、期限内の提出をお願いいたします。

※ 市町村民税所得割額は、次の控除を反映させない金額とします。

- ・寄付金税額控除 ・外国税額控除 ・配当割額、株式等譲渡所得割額の控除
- ・個人の市町村民税の配当控除 ・個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除
- ・寄付金税額控除における特別控除 ・東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除

※ 政令指定都市で市町村民税が課税されている場合、税率を6%として計算した額で保育料を決定します。

北杜市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額(保育料)

① 0～2歳児保育料

国基準(参考)					北杜市				
階層区分			利用者負担額		階層区分			利用者負担額	
			保育標準時間	保育短時間				保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0円		1	生活保護世帯		0円	
2	市町村民税非課税世帯		0円		2	市町村民税非課税世帯		0円	
3	48,600円未満	19,500円	19,300円	0円	3	市町村民税均等割のみの世帯		11,000円	10,900円
					4	48,600円未満	15,000円	14,800円	
4	48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円	0円	5	48,600円以上 60,700円未満	18,000円	17,700円	
					6	60,700円以上 72,800円未満	20,000円	19,700円	
					7	72,800円以上 84,900円未満	22,000円	21,700円	
					8	84,900円以上 97,000円未満	24,000円	23,600円	
5	97,000円以上 169,000円未満	44,500円	43,900円	0円	9	97,000円以上 121,000円未満	27,000円	26,600円	
					10	121,000円以上 145,000円未満	30,000円	29,500円	
					11	145,000円以上 169,000円未満	33,000円	32,500円	
6	169,000円以上 301,000円未満	61,000円	60,100円	0円	12	169,000円以上 235,000円未満	35,000円	34,500円	
					13	235,000円以上 301,000円未満	38,000円	37,400円	
7	301,000円以上 397,000円未満	80,000円	78,800円	0円	14	301,000円以上 397,000円未満	40,000円	39,400円	
8	397,000円以上	104,000円	102,400円	0円	15	397,000円以上	52,000円	51,200円	

② ①のうち、ひとり親・在宅障害児(者)等を有する世帯で下記の階層に該当する世帯の保育料

国基準(参考)					北杜市				
階層区分			利用者負担額		階層区分			利用者負担額	
			保育標準時間	保育短時間				保育標準時間	保育短時間
3	48,600円未満	9,000円	9,000円	9,000円	3	市町村民税均等割のみの世帯		4,800円	4,700円
					4	48,600円未満	6,700円	6,500円	
4	77,101円未満	9,000円	9,000円	5	48,600円以上 60,700円未満				
				6	60,700円以上 72,800円未満				
				7	72,800円以上 77,101円未満				

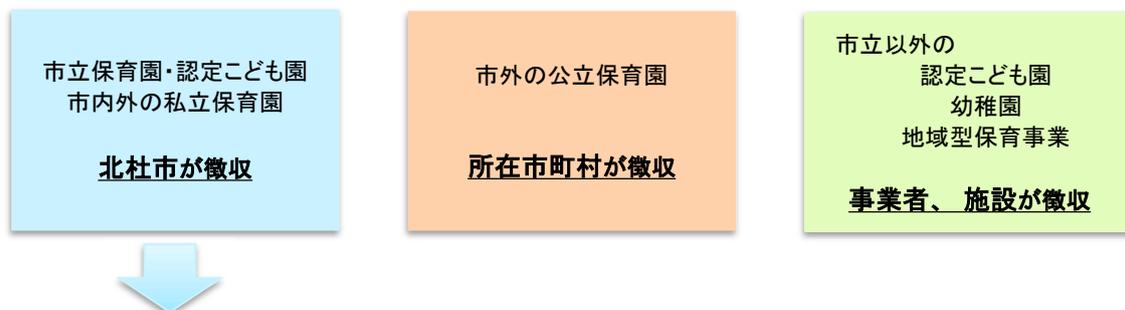
③ 保育料の決定時期

決定は4月と9月の2回行います。

4月は年齢変更による決定、9月は課税年度の変更による決定です。

④ 保育料の納付方法

保育料は、施設によって徴収者が異なります。



【北杜市が徴収する場合の納付方法】

納付書、口座振替のいずれかでお支払いください。

★保育料の納付場所

北杜市役所会計課、各総合支所地域市民課

山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、梨北農協協同組合、ゆうちょ銀行

★保育料の納付期限

毎月25日です。25日が土・日・祝日の場合は、翌営業日が納付期限となります。

※期限を過ぎてもお支払いの確認ができない場合は、督促させていただきます。その際、手数料100円をご負担いただきます。

口座振替のすすめ

- 口座振替は、毎月金融機関へ足を運ぶことなく保育料のお支払いができ、大変便利です。
- 口座振替を行う場合は、「口座振替依頼書」がこども保育課、各総合支所、市内金融機関に備えてありますので、必要事項を記入し、押印の上、振替を希望する金融機関の窓口へ提出してください。口座振替日は保育料の納付期限と同日です。

※毎月10日までに金融機関から市へ口座振替依頼書が届いた場合はその月から振替されます。

⑤ 保育料の減額・免除

家庭状況が変わったり、市町村民税の修正申告等で変更が生じた場合は、減額・免除の対象となる場合がありますので、こども保育課へお問い合わせください。

督促後なお支払いが確認できない場合は、財産差押などの滞納処分を行います。
保育料はお子様の保育の費用の一部を保護者にご負担いただくものです。

期限内の納付をお願いします。

(2) 給食費について

幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児クラスの保育料（利用料）は無償となりますが、給食費（主食費（※1）・副食費（※2））は、保護者の負担となります。

0～2歳児クラスの子どもの給食費は、保育料の中に含まれています。

※1 主食費・・・北杜市立の施設では令和2年10月より主食を無償で提供しています。

※2 副食費・・・おかず、おやつ、ミルク等の費用

① 副食費の金額

3歳児～5歳児クラスまでの子どもは、「副食費」として各施設事業者が金額を定め、直接各施設事業者へお支払いいただきます。

1号認定子どもは、満3歳から入園できる施設に通う場合は、満3歳からお支払いいただきます。

北杜市立 保育園・認定こども園
月額 4,500円
支払先 : 北杜市

左記以外の保育施設
副食費の金額・お支払い先は 各施設へお問合せください。

※ 北杜市への納付方法は保育料と同様です。



② 副食費の免除と補助について

一部の子どもの副食費は、国が免除をします。さらに、北杜市では、国の免除対象にならない子どもの副食費を免除・補助します。

免除・補助対象者には、免除・補助対象者である旨を年2回（4月と9月）に通知します。

I. 国の制度での免除

国では、以下に該当する子どもの副食費を免除します。

免除のための手続きは必要ありません。

- ・年収360万未満相当世帯の子ども
- ・所得に関わらず第3子以降（※）の子ども

※お子さんの数え方は、1号認定子どもと2号認定子どもで異なります。

➡ 1号認定子ども・・・小学校3学年終了前を基準とします。

➡ 2号認定子ども・・・小学校就学前を基準とします。

II. 北杜市の制度での免除・補助

北杜市では、上記の免除対象以外の子どもの副食費を免除・補助します。補助額は、月額上限4,500円です。それを超える費用は保護者負担となります。

また、北杜市の補助対象者で、北杜市立以外の保育施設に通う子どもは、補助を受けるための手続きが必要です。

III. 手続きについて

手続きが必要な方は、別途ご案内します。

(3) 保育料・副食費以外の費用

園バス費、給食費（主食費）、行事費、教材費などを施設で実費徴収している場合があります。各施設へ直接お問い合わせください。

※ 生活保護世帯に該当する場合、上記実費徴収額の一部を補助する制度があります。

詳細は 子育て課 までお問い合わせください。

9 入園後に家庭状況が変わるとき【重要】

給付認定を受けた後、転勤や退職、勤務時間の変更、妊娠出産など、家庭の状況に変更があった場合は、下記の表に定める書類を提出し、給付認定の変更等の申請・届出を行ってください。

認定区分の変更は、申請の翌月1日から適用となります。

利用状況	提出先	申請締切
北杜市内の保育施設を利用中の方	各保育施設	変更を必要とする月の 前月15日まで（※）
北杜市外の保育施設を利用中の方		
入園保留中の方	北杜市こども保育課	変更を必要とする月の 前月10日まで（※）
1号から2号（2号から1号）への 認定変更を希望する方		

※土日祝日場合は、その前の開庁日が申請締切となります。

<提出書類>

変更事項	提出様式	添付書類
就労状況が変わった ①転職、就労場所、就労時間が 変わった等 ②退職（求職活動を行う）	子どものための教育・ 保育給付認定変更申請書	①就労証明書等就労内容が確認できる 書類 ②求職活動等申告書兼誓約書、ハロー ワーク受付票の写し
出産を控えている ※出産予定月の2ヶ月前から		母子健康手帳の写し （表紙と出産予定日のページ）
上記以外に保護者の状況が 変わった		変更内容が分かる書類
世帯の構成、児童の氏名等が 変わった（結婚、離婚、世帯員の 増減等）		離婚の場合、戸籍謄本等の証明書類 結婚の場合、新たに父母になる方の 保育の必要性がわかる書類
北杜市内で転居する	子どものための教育・保 育給付認定取消し申請書	引き続き同じ保育園等を利用する 場合は、転出先の市町村での手続きも 必要です。
北杜市外に転出する		
保育園等を退園する		
別の保育園等に転園する	利用する施設によって手続きが 異なります。 詳しくはお問い合わせください。	

※入園申請してから給付認定を受けるまでの間に変更が生じた場合はお問い合わせください。
※翌年度4月より転園や認定区分の変更を希望する場合は4月入所受付期間内に届出が必要です。

<休園について>

給付認定期間中、ご家庭の事情（在園児の入院、里帰り出産等）で1ヵ月以上休園する必要がある場合は、最長2ヶ月を限度として休園できます。（医師の診断書等により復園が見込まれる場合はさらに1ヵ月の延長が可能です。）

休園する場合は、休園届と休園事由がわかる書類等を休園する1週間前までにこども保育課へ提出してください。

※休園期間中であっても保育料・副食費はかかります。

※休園期間を超える場合は、退園となります。退園後、再度入園を希望される場合は、改めて入園申請が必要です。

10 その他の保育について

一時保育 ※ 市内在住の方のみ

普段、ご家庭で保育をしている方が、一時的に家庭での保育ができない次の**緊急時の場合**は、保育園に預けることができます。私立保育園については、直接保育園にお問い合わせください。
※年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く

- ・利用要件・・・冠婚葬祭、傷病、介護、看護、災害、事故、その他やむを得ない緊急の場合
※申込時に要件を証明できる書類を添付してください。

- ・保育時間・・・1日： 7時30分～18時30分
半日： 7時30分～12時30分
12時30分～18時30分

利用料金	年齢	1日	半日
	0歳(6ヶ月以上)	5,900円	2,950円
	1・2歳児	3,400円	1,700円
	3歳児	1,600円	750円
	4歳児以上	1,400円	600円

※半日の利用でも、給食を提供した場合、1日の料金となります。

- ・申込み・・・こども保育課へお問い合わせください。

※1ヶ月の利用日数の限度は、14日となります。

※市町村民税額が低額のひとり親や障害児のいる世帯等は、利用料金が減免される場合があります。該当する方は、証明できる書類が必要になります。

※児童が第2子目以降の方、生活保護世帯の方は無料です。

生活保護世帯の方は生活保護受給証明書の写しを添付してください。

休日保育 ※ 市内在住の方のみ

共働き世帯の増加や勤務形態の多様化に対応するため、日曜・祝日・振替休日の保育を実施しています。※年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く

- ・利用要件・・・保護者の就労、冠婚葬祭、出産、傷病、介護、看護、事故、その他やむを得ない場合

- ・実施場所・・・長坂保育園

- ・保育時間・・・8時～16時

- ・対象児童・・・満3歳～小学校就学前までの児童

利用料金	年齢	1日
	3歳児	1,600円
	4歳児以上	1,400円

- ・申込み・・・こども保育課へお問い合わせください。

※昼食は、各自持参してください。

※市町村民税額が低額のひとり親や障害児のいる世帯等は、利用料金が減免される場合があります。該当する方は、証明できる書類が必要になります。

※生活保護世帯の方は無料となります。該当する方は生活保護受給証明書の写しを添付してください。

病児・病後児保育 ※ 市外在住の方も利用可能。事前に利用登録が必要です。

お子様の病気のピークが過ぎ、もう少し安静にさせたいが仕事が休めないときなど、保護者に代わって、専任の看護師又は保健師、保育士が病気のお子様の保育を実施します。

- ・ 利用要件・・・保護者が就労、冠婚葬祭、傷病、介護、看護、事故、その他やむを得ない場合
- ・ 受入可能な状態・・・病気のピーク（高熱、下痢、嘔吐の症状など）が過ぎ、急変の恐れのないお子様や、やけど、骨折などで家庭での静養が必要なお子様
- ・ 実施場所・・・長坂保育園秋田分園
- ・ 保育時間・・・8時15分～18時
- ・ 申込み・・・「利用申請書」、「病院からの連絡表（利用連絡表）」をご用意の上、
前日の16時30分までに病児・病後児保育園へ予約の電話をしてください。
その際に、利用申請書、利用連絡票の内容を聞き取りをさせていただきます。
なお、当日10時までに予約された場合は、その日の正午から利用できます。
- ・ 対象児童・・・生後6ヶ月～小学校6年生
- ・ 利用料金

	1日	半日(5時間未満)
北杜市民	2,000円/日	1,000円/日
市民以外	2,500円/日	
県外	3,000円/日	

※昼食は、各自ご用意していただきます。

※市町村民税非課税世帯と生活保護世帯は無料です。

※市町村民税額が低額のひとり親や障害児のいる世帯等は、利用料金が減免される場合があります。該当する方は、証明できる書類が必要になります。

病児・病後児保育園：0551-32-2058
(※不在時は長坂保育園へ転送されます)

<病児保育の県内広域化>

平成30年4月より、市内・市外に関わらず、山梨県内全域で病児施設が利用できるようになりました。各施設の空き状況を、下記URLまたはQRコードから確認できます。なお、申込み等は直接施設へお問い合わせください。

URL：<http://www.yamanashi-kosodate.net/facility/search/>



ファミリー・サポート・センター ※市内在住の方のみ

育児について手助けしてほしい方と手助けできる方が会員となり助け合う組織です。

困った時にご利用ください。詳細はファミリー・サポート・センターまたはネウボラ推進課へお問い合わせください。

- ・ 利用方法・・・会員登録が必要です。
- ・ 利用時間・・・1時間単位で利用できます。
- ・ 対象児童・・・北杜市在住で、概ね生後3ヶ月～12歳までの子ども
- ・ 利用料金・・・1時間500円（700円の内200円を市で負担しています。）
※休日、軽度の病気の場合は別料金です。

専用携帯：080-1249-6243
ネウボラ推進課：0551-42-1401

11 北杜市立保育園の民営化及び適正規模・適正配置について

1. 北杜市立保育園の民営化について

保育サービスを取り巻く社会的な状況は大きく変化し、保育サービスに求められる保護者のニーズや就労形態も多様化し、保育園に求められる保育需要も多種・多様に変化しています。

一方、保育サービスを提供する保育園等では、全国的な保育士不足に伴い、途中入園や希望する園に入園できないといった問題も顕著となっています。

本市の公立保育園は、これまで乳児保育や一時保育、休日保育などの保育事業の実施について積極的に取り組んできましたが、多くの公立保育園が昭和50年代に建築されており、大規模改修の時期を迎え、早急に保育園の再整備に取り組む必要があること、また、全国的な保育士不足に伴い、保育士の確保は喫緊の課題となっています。

こうした中で、多種・多様な保育ニーズに柔軟かつスピーディに対応し、子どもと保護者の暮らしを大切にしていく姿勢のもと、より良い保育環境を確保し、将来にわたり利用者満足度の高い保育サービスの提供を目指していくため、令和6年3月に「北杜市立保育園民営化指針」を策定しました。

<民営化の方式>

指定管理者制度の導入による「公設民営方式」とし、一定期間公立の保育園として公的な関与を維持することとし、指定管理者による保育運営の安定性や保育内容を見極め、保護者の方々の理解を得たうえで、将来的には民間移譲等による完全民営化「民設民営方式」を目指します。

<対象保育園の選定>

指定管理保育園（公設民営）の対象は、既に休園している、もしくは休園が決まっている保育園を除く市立保育園の全園を対象としますが、市立保育園の果たしてきた役割や不安感を持つ市民、職員の雇用等に配慮しつつ、保護者等の意見を踏まえながら、**当面は1園から2園程度について指定管理者制度の導入**を行うこととします。

なお、**地区内に複数保育園がある高根地区・長坂地区**については、先行して民営化の導入を検討します。

2. 北杜市立保育園の適正規模・適正配置の推進について

本市は保育園の課題に対応し、これまで以上に充実を図るため「北杜市立保育園充実プラン」を策定し、子どもの健やかな成長を実現することを目指し、子育て世代に魅力ある保育園づくりに取り組んでいます。

保育園充実プランにおいては、保育園の適正規模・適正配置の推進を行うこととしており、基本原則（一部抜粋）は次のとおりとしています。

ア) 見直し対象

次のいずれかに該当する保育園については、見直しを検討する。

- (1) 施設の老朽化が進み、日常の保育に支障が生じるような状況が発生している保育園
- (2) 入園人数について、**30名以下**となっている又はなることが予想されるなど一定の集団規模が確保できない保育園

イ) 見直し方法

地域の実情やニーズ、小学校の配置等に十分配慮しつつ、慎重に検討を行い分園化や保育園の統廃合等必要な措置を講じる。

- ①見直し対象(2)に該当し、かつ、本園となる保育園との距離が車で30分以内の保育園は、本園と一体的な運営が行えると考えられることから、原則分園化の対象とする。
- ②分園の園児数が**継続して20名を割り込むことが見込まれる場合は**、当該分園について休園又は廃園を検討する。

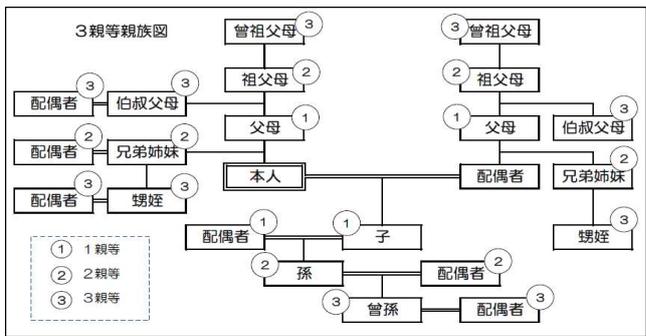
今後、市立保育園の民営化や適正規模・適正配置については、これらの考え方を基に推進し、保護者が安心して預けることができ、子ども達が健やかに成長できる環境づくりを目指してまいります。

12 よくある質問（令和7年度入園者向け）

<申請に関すること>

Q1	令和7年4月入園申請は、いつからできますか？
A1	令和7年4月入園の申請受付期間は、令和6年11月1日（金）～11月19日（火）です。 申請書に不備があると申請を受理することができませんので、ご注意ください。 5月以降の入園の申請は、入園を希望する月の前月10日（閉庁日の場合は直前の開庁日）が締め切りです。
Q2	令和6年12月に出産予定です。生まれてくる子どもの入園申請はいつからできますか？
A2	育児休業から復職する場合は、市民に限り4月入園の申請受付期間中に申請が可能です。 申請する際は復職予定日が記載された就労証明書の提出が必要です。ただし、入園時に提出された就労証明書の就労先に復帰しない場合は入園取消となります。 上記以外の方は、年度の途中入園になりますので、入園希望月の前月10日が締め切りです。 なお、0歳児保育開始月齢は1ページをご確認ください。
Q3	入園の申請は郵送でもできますか？
A3	郵送での申請はできません。 ご家庭で保育ができない事情など、聞き取りをしながら確認させていただくため、こども保育課の窓口へお越しください。特別な理由で窓口に来られない場合は、ご相談ください。
Q4	保育園の入園は先着順ですか？
A4	先着順ではありません。選考は「利用調整基準」の指数が高い方を優先します。
Q5	希望する園をたくさん記入した方がいいですか？
A5	第1希望の施設に入園できない場合があります。入園調整は、入園申込書に記載されている施設のみ行います。 記載されている施設に入園できなかった場合は、保留となります。 そのため、必要であれば通える範囲で複数の施設をご記入ください。
Q6	入園申請をしましたが、その結果はいつ頃分かりますか？
A6	郵送で結果を通知します。4月入園（1次受付）の場合は1月下旬頃の発送を予定しています。 5月以降、年度途中で申請した場合は、締切後一週間前後の発送予定です。
Q7	現在、A保育園に児童を預けていますが、自宅から近いB保育園に転園したい場合、どのようにしたらいいですか？
A7	転園を希望する園の空き状況等を確認し、保育施設等入園（転園）申込書に保育の必要性を証明する書類を添えて、期日までに申請してください。B保育園に転園決定後、辞退してA保育園の継続利用を希望されても戻ることはできません。
Q8	令和6年4月から自営業（農業）を始めたため必要書類が提出できません。その場合、自営業（農業）を要件に保育園に預けることはできますか？
A8	できるだけ必要書類をご提出ください。やむをない場合は、業者・個人と定期的な取引が分かる契約書、領収書等、自営業（農業）として活動が確認できる書類を提出してください。
Q9	母親の勤務地のA市にある市立保育園に入園したいのですが、手続きはどのようにしたらいいですか？
A9	市区町村によって受入の可否、申請書類、締切日等が異なります。入園を希望する保育園が所在する市区町村に確認して、締切日の1週間前までに北杜市こども保育課へ申請してください。 選考は保育園の所在している市区町村で行い、結果は北杜市から通知します。
Q10	現在B社で働いていますが、令和7年4月よりC社で就労予定です。令和7年4月より入園希望の場合、どちらの勤務先の就労証明書を提出すべきですか？
A10	入園希望時期の保育の必要性を確認させていただく必要がありますので、今回の場合はC社の就労証明書を提出してください。なお、入園決定後内定取り消し等により就労しなくなった場合は入園取消となる場合があります。

<p>Q 1 1</p>	<p>親族の経営する会社で他の社員と同様に雇用されています。提出する書類は就労証明書でいいですか？</p>
<p>A 1 1</p>	<p>本人が会社経営者、または3親等内の親族（【右図】本人（=就労者）から見て、①～③に該当する親族）が経営している会社で就労している場合は、その会社が法人・個人事業主に関わらず、自営業と同様の取扱いとします。就労状況申告書と添付書類を提出してください。</p>



<保育料に関すること>

<p>Q 1 2</p>	<p>私立保育園に入園します。保育料はどのように支払えばいいですか？</p>
<p>A 1 2</p>	<p>北杜市立保育園・認定こども園、私立保育園は北杜市が保育料を徴収します。口座振替または納付書払いでお支払ください。口座振替日は、毎月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。納付書払いは、毎月中旬に納付書を郵送します。是非、便利な口座振替をご利用ください。 地域型保育施設（北杜市内ではグレースハウス、緑樹会ひまわり保育園、清里聖ヨハネ保育所）、私立認定こども園（清里聖ヨハネ保育園）及び市外の公立保育園、認定こども園に通う場合は、施設設置者が徴収します。</p>

<p>Q 1 3</p>	<p>長男が中学生で次男が保育園へ入園します。保育料の第2子以降無料化の対象になりますか？</p>
<p>A 1 3</p>	<p>保育料の第2子以降無料化の対象となります。申請書の該当する欄にチェックをして提出をお願いします。申請の際、第2子以降であることを確認させていただくため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）をご提出ください。</p>

<p>Q 1 4</p>	<p>ひとり親家庭の保育料は無料ですか？</p>
<p>A 1 4</p>	<p>保育料は保護者の市町村民税額を基に算定しますので、ひとり親家庭でも無料とは限りません。また、家計の主宰者（家計の支払を主に行っている方）が保護者でない場合は、家計の主宰者となる方の市町村民税額を合算し保育料を算定します。</p>

<p>Q 1 5</p>	<p>公立保育園と私立保育園では、保育料が違いますか？入園料や給食費はかかりますか？</p>
<p>A 1 5</p>	<p>認可保育園は、その世帯の市町村民税額により算定しますので、保育園によって保育料が異なることはありません。ただし、保育園によっては入園時に準備するものや在園中に購入するものなどが異なります。副食費は、各施設で金額を決定し、徴収します。（ただし、免除対象者は除きます。）その他の費用は、直接施設にお問い合わせください。</p>

<在園に関すること>

<p>Q 1 6</p>	<p>会社内の異動で勤務先が変わります。預ける時間を30分早めたいのですが、どのような手続きが必要ですか？</p>
<p>A 1 6</p>	<p>子どものための教育・保育給付認定変更申請書の提出が必要です。勤務地や通勤時間が変わったことを確認させていただくため、就労証明書または就労状況申告書も併せて提出してください。</p>

<p>Q 1 7</p>	<p>求職活動を要件として4月から入園しています。5月に就職が決定しましたが、何か必要な手続きはありますか？</p>
<p>A 1 7</p>	<p>子どものための教育・保育給付認定申請書と就労証明書または就労状況申告書、求職活動報告書（4月分）の提出が必要です。給付認定と期間の変更、必要に応じて保育時間等の変更を申請してください。</p>

<給食に関すること>

<p>Q 1 8</p>	<p>副食費については免除や補助の対象となる場合があると聞きましたが、主食費はいくらかかりますか？</p>
<p>A 1 8</p>	<p>0～2歳児の給食費（おやつ代含む）は保育料に含まれています。3歳児（施設によっては満3歳から）～5歳児については施設によって異なり、主食を持参していただく施設や、主食費を徴収して主食を提供する施設もありますので、詳しくは施設へ直接お問い合わせください。なお、北杜市立の施設は、令和2年10月より主食を無償で提供しています。</p>

1.3 申請書等記入例

子どものための教育・保育給付認定申請書<表>

記入例

子どものための教育・保育給付認定申請書

<p>1 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、教育・保育給付認定及び利用者負担額の算定に際し、申請者や同居親族の市町村民税課税状況等の確認のため、官公署に対し必要な文書の閲覧（マイナンバーを用いた情報連携を含む。）又は資料の提供を求めることがあります。</p> <p>2 申請書等に記載した事項は、利用調整や教育・保育の運営に必要と認められる場合、施設・事業者に提供することがあります。また、施設・事業者を利用者負担額に関する情報を提供します。</p> <p>3 施設型給付費・地域型保育給付費は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領します。</p> <p>4 新年度4月利用開始（育児休業明けの利用開始を含む。）の場合は、認定申請が集中し、本表等に記入する必要がある場合があります。</p> <p>5 申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。</p>	<p>収受印</p>
--	------------

支給認定証の交付希望の有無に
チェックしてください。

以上のことに同意し、次のとおり子どものための教育・保育給付に係る認定を申請します。

※認定を受けた場合は、支給認定証の交付を
希望する。 希望しない。

北杜市長 様 申請日 令和 6 年 11 月 6 日

申請者 (認定 保護者)	フリガナ	ホクト タロウ		住所	〒 408 - 0188 北杜市須玉町大豆生田961-1	
	氏名	北杜 太郎		連絡先	令和7年4月1日時点での年齢	
	父携帯	090-0000-0000	母携帯	080-xxxx-xxxx	自宅	
申請 子ども	フリガナ	ホクト ミライ		性別	男	生年月日 (年齢)
	氏名	北杜 未来		性別	女	令和 5 年 5 月 25 日 (1 歳)
保育の 希望	<input checked="" type="checkbox"/> 有:	保護者の就労、その他の理由により、保育園、認定こども園（保育園部門）、地域型保育事業（家庭的保育、事業所内保育等）での保育の利用を希望する。				
	(理由)	父 (その他)	<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 疾病障害等	<input type="checkbox"/> 介護看護	<input type="checkbox"/> 災害復旧
	母 (その他)	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠出産	<input type="checkbox"/> 疾病障害等	<input type="checkbox"/> 介護看護	<input checked="" type="checkbox"/> 求職活動
<input type="checkbox"/> 無:	幼稚園、認定こども園（幼稚園部門）等の利用を希望する。					
保育等を必要とする期間	令和 7 年 4 月 1 日 から		<input type="checkbox"/> 小学校就学日の前日まで			
利用区分の希望	<input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間利用（1日最大8時間までの利用）		<input type="checkbox"/> 教育標準時間利用（1日最大6.5時間までの利用）			
	<input type="checkbox"/> 保育標準時間利用（1日最大11時間までの利用）					

保育が必要な理由によって期間が異なります。9ページを参照し記入してください。

（申請 計の 中心 者）	フリガナ	ホクト タロウ		続柄	父	生年月日 (年齢)	令和7年4月1日時点での年齢
	氏名	北杜 太郎		続柄	母	昭和59年 4月 1日 (41歳)	個人番号 ※
2	フリガナ	ホクト ハナコ		続柄	母	平成2年 9月 5日 (34歳)	別居している場合は住所
	氏名	北杜 花子		続柄	兄	平成23年 8月 20日 (13歳)	須玉中学校
4	フリガナ	ホクト ジロウ		続柄	祖父	昭和25年 5月 30日 ()	個人番号は父母と生計の中心者のみ記入してください。
	氏名	北杜 次郎		続柄			
5				続柄		日 (歳)	
6				続柄		年 月 日 (歳)	

※ 個人番号欄は記入してください。
※ 住民票で別世帯であっても、二世帯住宅、同一敷地内の別棟居住は同居に含まれます。

家庭の 状況	<input type="checkbox"/> 生活保護等受給世帯である。（ 年 月 日受給開始）
	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯である。（児童扶養手当受給 有・無・手続中）
	<input type="checkbox"/> 同一世帯に障害者手帳、療育手帳等の交付を受けた者がいる。（在宅の場合に限る。手帳写し添付。）
(3歳未満児のみ) 第2子以降 <input checked="" type="checkbox"/> 申請子どもは第 2 子中 2 人目のため保育料無償の対象である。	

子どものための教育・保育給付認定申請書<<裏>>

記入例

住所地	父	母
令和6年 1月1日現在	<input type="checkbox"/> 北杜市 <input checked="" type="checkbox"/> 他 (〇〇市)	<input type="checkbox"/> 北杜市 <input checked="" type="checkbox"/> 他 (〇〇市)
令和7年 1月1日現在	<input type="checkbox"/> 北杜市 <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 北杜市 <input type="checkbox"/> 他 ()

※ 北杜市以外の方

1月1日時点の住所地在北杜市以外の方は、当時の住所(市区町村名)を記入してください。

転入 予定	予定日	令和 年 月 日
	住所	北杜市 町

※ 申請時に市外在住の方は記入してください。

理由		父親の状況	
① 就労 (予定も含む)	就労形態	<input type="checkbox"/> 会社等事業所 (常勤・パート・その他) <input type="checkbox"/> 自営 → 自宅・自宅以外 <input type="checkbox"/> 農業 → 事業主・事業主以外 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 会社等事業所 (常勤 ・パート・その他) <input type="checkbox"/> 自営 → 自宅・自宅以外 <input type="checkbox"/> 農業 → 事業主・事業主以外 <input type="checkbox"/> その他 ()
	勤務先 名称		株〇〇建設
	勤務先 所在地		北杜市高根町〇〇〇〇-〇
	通勤手段 通勤時間	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () 約 時間 分 (往復時間を記入)	徒歩・自転車・バス・ 自動車 ・電車・その他 () 約 時間 30 分 (往復時間を記入)
② 妊娠出産	出産日 (予定)	年 月 日	
	育児休業取得予定		
③ 疾病障害等	疾病障害名 手帳の有無	有 (級・度) ・ 無	有 (級・度) ・ 無
	状況	入院 (年 月 日 ~ 年 月 日) 通院通所 (月・週 回) 自宅療養	入院 (年 月 日 ~ 年 月 日) 通院通所 (月・週 回) 自宅療養
	対象者	(児童との続柄)	(児童との続柄)
④ 介護・看護	疾病障害名 手帳の有無	有 (級・度) ・ 無	有 (級・度) ・ 無
	状況	入院 (年 月 日 ~ 年 月 日) 通院通所 (月・週 回) 在宅 (全部介助 ・ 一部介助)	入院 (年 月 日 ~ 年 月 日) 通院通所 (月・週 回) 在宅 (全部介助 ・ 一部介助)
	学校名		
⑤ 就学	通学手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 ()	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 ()
	通学時間	約 時間 分 (往復時間を記入)	約 時間 分 (往復時間を記入)
	期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	就学日 就学時間	月・火・水・木・金・土 時 分 ~ 時 分	月・火・水・木・金・土 時 分 ~ 時 分
⑥ 災害復旧	(災害の状況)	(災害の状況)	
⑦ 求職活動等	(活動の内容) 令和7年4月より求職活動を行う。	(活動の内容)	
⑧ その他	(家庭での保育が困難と認められる内容)	(家庭での保育が困難と認められる内容)	

保育の必要性がある場合は、
該当する保育の必要性の理由について記入してください。

添付書類 (該当する書類を添付してください。)

① 就労	会社等事業所 自営・農業	・就労証明書 (内定の場合も、その証明を受けてください。) ・就労状況申告書 ・ 確定申告書、源泉徴収票等のコピー ・ (事業主の方) 会社の登記簿謄本、営業許可書、開業届等のコピー ・ (農業の方) 事業主の農地台帳等、耕作面積が確認できる書類
② 妊娠出産		・母子健康手帳のコピー (母子の氏名・出産 (予定) 日が記載されているページ)
③ 疾病障害等		・ (手帳の交付を受けている方) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー ・ (手帳の交付を受けていない方) 診断書
④ 介護・看護		・介護・看護状況申告書 ・診断書、障害者手帳等、介護・看護が必要であることや必要な期間が分かる書類
⑤ 就学		・在学証明書、学生証の写し等 (予定の場合は、合格通知等) ・カリキュラム
⑥ 災害復旧		・罹災証明書等、被災の状況が分かる書類
⑦ 求職活動等		・求職活動等状況申告書兼誓約書 ・ (求職活動の方) ハローワークカードのコピー
⑧ その他		・内容を証明する書類

就労証明書

記入例 1

北杜市長 宛

証明日	西暦	2024	年	11	月	1	日
事業所名	(株)〇〇建設						
代表者名	山梨 次郎						
所在地	北杜市〇〇町〇〇〇-〇						
電話番号	0551	-	〇〇	-	〇〇〇〇		
担当者名	小林						
記載者連絡先	0551	-	〇〇	-	〇〇〇〇		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取 <input checked="" type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()
2	フリガナ 本人氏名	ホクト タロウ 北杜 太郎 生年月日 1984 年 4 月 1 日
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2016 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 (株)〇〇建設 住所 北杜市〇〇町〇〇〇-〇 <small>自営業や会社役員、3親等以内の親族が経営する会社の場合は、北杜市所定の「就労状況申告書(及び添付書)」で提出してください。</small>
5	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月間 180 時間 分 (うち休憩時間 1200 分)
		一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日
		平日 8 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)
		土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分)
		就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 <small>※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む</small>	年月 2024 年 10 月 年月 2024 年 9 月 年月 2024 年 8 月 21 日/月 189 時間/月 20 日/月 180 時間/月 19 日/月 171 時間/月
8	産前・産後休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 <small>就労予定(内定)の場合は就労後の勤務見込について記入してください。</small>
9	育児休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定
15	入所内定時育休短縮可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否
16	育休延長可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	※始業前の朝礼や勤務時間外の残業、在宅勤務の有無その他補正等がある場合は記載してください。
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 北杜 未来 2023 年 5 月 25 日 須玉保育園・南部こども園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
		児童名 生年月日 施設名 年 月 日 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
		児童名 生年月日 施設名 年 月 日 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
		児童名 生年月日 施設名 年 月 日 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

就労状況申告書<<表>>

記入例

児童氏名	北杜 未来	生年月日	令和 5 年 5 月 25 日	施設名	須玉保育園・南部 こども園	<input checked="" type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申請中
児童氏名		生年月日	年 月 日	施設名		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申請中
児童氏名		生年月日	年 月 日	施設名		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申請中
通勤時間	自宅 ← 5分 → 施設 ← 5分 → 職場	合計	10分	通勤方法	<input checked="" type="checkbox"/> 車・電車・自転車・徒歩 その他 ()	

※ 申請中の場合は、第1希望の施設を記入してください。

就労状況申告書

北杜市長 様

記入にあたり

- 鉛筆や消せるボールペンでの記入は無効です。
- 記載内容を修正する場合は、訂正印を押印してください。修正テープ等の使用はしないでください。
- 該当する欄全てに記入がないものは無効です。
- 内容の確認として、照会させていただくことがあります。

記入日 令和 **6** 年 **11** 月 **1** 日

申告者住所 **北杜市須玉町大豆生田961-1**

申告者氏名 **北杜 太郎**

児童との続柄 **父**

電話番号 **090-0000-0000**

就労（予定）の状況について、次のとおり申告します。

屋号がある場合は記入

就労先名称					
就労場所	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 ・ その他 ()				
就労開始日	平成 20 年 4 月 1 日	電話番号	090-0000-0000		
業種	<input checked="" type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 小売販売 <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 教育学習 <input type="checkbox"/> 金融・保険 <input type="checkbox"/> その他 ()				
仕事内容	稲・野菜の作付、収穫、出荷				
農業の状況	耕作	田 20 a	作業期間	水稲	3 月 中 旬 ~ 10 月 上 旬
		畑 25 a		トマト	5 月 上 旬 ~ 11 月 下 旬
				ほうれん草	11 月 上 旬 ~ 4 月 下 旬
				小松菜	11 月 上 旬 ~ 4 月 下 旬
就労形態	<input checked="" type="checkbox"/> 事業主 ・ 事業主以外 (配偶者が事業主・配偶者以外の親族が事業主・左記以外)				
就労日	<input checked="" type="checkbox"/> 月・火・水・木・金・土 日・祝日 (<input checked="" type="checkbox"/> 週 ・ 月 6 日就労)				
(休憩時間含む)	固定	平日 6 時 30 分 ~ 16 時 00 分 9.5 時間	1 箇月	228 時間	
	変則	土曜 6 時 30 分 ~ 16 時 00 分 9.5 時間			
就労実績	年月	令和 6 年 8 月	令和 6 年 9 月	令和 6 年 10 月	※ 記入日の直近3箇月の実績(ない場合は予定)を記入してください。
	就労日数	25 日	24 日	27 日	
	給与又は売上げ	15万 円	30万 円	25万 円	
備考欄	就労前で実績がない場合は就労開始後3か月の見込をそれぞれ記入してください。				

就労状況申告書<<裏>>

これから事業を開始する方は、
記入時点での予定で記載してください。

記入例

1日の就労の状況 (仕事をしている日の平均的な状況を具体的に記入してください。)

7時	6時半	8時	9時	10時	11時	12時	13時	
← 収穫・包装・出荷		← 水やり、手入れ等			休憩	← 手入れ等		休憩
				作業の具体的な内容				
13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時		
← 手入れ、収穫等								

※ 週末または月によって状況が異なる場合は、週間スケジュール、月間スケジュール (具体的な就労時間、場所、内容等) を別紙に記入してください。(様式は問いません。)

就労実績 (直近1箇月間の実績を記入してください。)

上記、1日の就労状況に記載がない特別な作業等を行った場合は記入してください。

(令和5年 10月)

日 曜日	月 曜日	火 曜日	水 曜日	木 曜日	金 曜日	土 曜日
1 休み	2 就 労	3	4	5	6	7 稲刈り
8 稲刈り	9 休 み	10 就 労	11	12	13	14 脱穀作業
15 休 み	16 就 労	17 田の片づけ	18	19	20	21
22 休 み	23 就 労	24 草刈り	25	26	27	28 草刈り
29 休 み	30 就 労	31	添付書類が必要です。 併せて提出してください。			

※ 該当する書類を添付してください。

	事業主	事業主以外
農業	①②③	②③
農業以外	①②	②

(添付書類)

- ① 仕事内容が分かるもの
(会社の登記簿謄本、営業許可証、個人事業の開廃業等届出書等のコピー)
- ② 実績が分かるもの
(確定申告書、源泉徴収票、給与明細書等のコピー)
- ③ (農業の方のみ) 農業委員会発行の農地台帳、耕作証明書

今年度より事業を開始し、左記の書類がない場合は、帳簿の写しなど収支の分かるものを代わりに添付してください。

児童氏名	北杜 未来	生年月日	令和 5 年 5 月 25 日	施設名	須玉保育園・南部 こども園	<input checked="" type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申請中
児童氏名		生年月日	年 月 日	施設名		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申請中
児童氏名		生年月日	年 月 日	施設名		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申請中

※ 申請中の場合は、第1希望の施設を記入してください。

介護・看護状況申告書

北杜市長 様

記入にあたり

- 鉛筆や消せるボールペンでの記入は無効です。
- 記載内容を修正する場合は、訂正印を押印してください。
修正テープ等の使用はしないでください。
- 該当する欄全てに記入がないものは無効です。
- 内容の確認として、照会させていただくことがあります。

記入日 令和 6 年 11 月 1 日

申告者住所 **北杜市須玉町大豆生田961-1**

申告者氏名 **北杜 太郎**

児童との
続柄 **父**

電話番号 **090-0000-0000**

介護・看護に当たっている状況について、次のとおり申告します。

介護・看護が 必要な方	氏名	北杜 次郎	児童との続柄	祖父
	住所	北杜市須玉町大豆生田961-1		
介護・看護を 必要とする 理由	<input type="checkbox"/> 病気・障害 () <input checked="" type="checkbox"/> 介護認定 要介護 (2) ・ 要支援 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
介護・看護の 具体的内容	いつから (自宅療養 入院入所※・通院通所※) 令和元 年 10 月 頃 日から ※ 病院・施設 (名称 〇〇デイサービスセンター 所在地 北杜市〇〇町△△×××) 介護日数・時間、通院通所日数、介助状況 (食事、入浴、排泄、特別な医療等) 等を具体的に記入してください。 ・週3日デイサービスセンターに通っており、週4日は自宅で介護。 ・食事、服薬、着替え、運動、排泄の介助、通院への付き添い 等			
添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の写し <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険証の写し <input type="checkbox"/> 療育手帳の写し <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の写し <input type="checkbox"/> その他 ()			

(注意) 家族に疾病や障害の方がいても、常時介護・看護が必要でない場合は、認定の要件を満たしているとはみなされません。

1日の介護・看護の状況 (介護・看護をしている日の平均的な状況を具体的に記入してください。)

7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時
朝食、服薬、着替え、 排泄の介助			洗濯・掃除 などの家事		昼食、服薬の 介助	
13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時
運動、排泄等の介助			介護・看護の具体的な内容		入浴介助	
					夕食、服薬の 介助	

1週間の介護・看護の状況 (曜日によって状況が異なる場合は記入してください。)

月	火	水	木	金	土
午前 朝食、服薬、着替え、 排泄の介助 デイサービスへの 送り出し	朝食、服薬、着替え、 排泄の介助 通院の付き添い	朝食、服薬、着替え、 排泄の介助	朝食、服薬、着替え、 排泄の介助 デイサービスへの 送り出し	同左	朝食、服薬、着替え、 排泄の介助
午後 夕食、服薬、着替え、 排泄の介助	運動、入浴、 夕食、服薬、着替え 排泄の介助	同左	夕食、服薬、着替え、 排泄の介助	同左	運動、入浴、 夕食、服薬、着替え 排泄の介助
日	曜日によって介護・看護の状況が異なる 場合は具体的に記入してください。				
午前 朝食、服薬、着替え、 排泄の介助					
午後 運動、入浴、 夕食、服薬、着替え 排泄の介助					

求職活動等状況申告書兼誓約書

記入例

児童氏名	北杜 未来	生年月日	令和 5 年 5 月 25 日	施設名	須玉保育園・南部 こども園	<input checked="" type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申請中
児童氏名		生年月日	年 月 日	施設名		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申請中
児童氏名		生年月日	年 月 日	施設名		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申請中

※ 申請中の場合は、第1希望の施設を記入してください。

求職活動等状況申告書兼誓約書

北杜市長 様

記入・提出にあたり

- 鉛筆や消せるボールペンでの記入は無効です。
- 記載内容を修正する場合は、訂正印を押印してください。修正テープ等の使用はしないでください。
- 該当する欄全てに記入がないものは無効です。
- 誓約内容をよく読み、内容に同意をした上で提出してください。

申告・誓約内容をよくご確認ください、
記入してください。

記入日 令和 6 年 11 月 1 日

住所 北杜市須玉町大豆生田961-1

氏名 北杜 花子

児童との続柄 母

電話番号 080-xxxxx-xxxxx

求職活動、起業準備の状況について、次のとおり申告します。

また、保育施設等への利用若しくは求職活動等の認定要件変更から3ヶ月以内に就労を始め、指定の期日までに就労証明書又は就労状況申告書を提出いたします。

なお、期日までに就労証明書又は就労状況申告書が提出できない場合は、保育施設等を退園するか給付認定を1号認定（※）へ変更いたします。

求職活動の場合はハローワーク受付票
のコピー添付が必要です。

現在の状況	<input type="checkbox"/> 求職活動を行っている
	<input type="checkbox"/> 起業準備を行っている
	<input checked="" type="checkbox"/> 求職活動または起業準備を行っていないが、 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;"> 保育園等入園決定後に行う。 </div> 年 月 日から行う。
希望する就労形態 (求職の方のみ)	<input type="checkbox"/> フルタイム
	<input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト (週 4 日、1日 6 時間程度)
	<input type="checkbox"/> その他 (
起業する事業内容 (起業準備の方のみ)	業種等
	起業後の就労予定時間
	週・月 日、1日 時間

求職活動後、就労要件で保育施設を利用する場合は、1日3時間以上、週4日以上（月16日以上）の就労をしている必要があります。

- 就労要件の認定基準（1日3時間以上かつ月16日以上）の就労を常態としていることと同程度の活動が必要で。
- 上記を満たしていない場合3ヵ月未満であっても退園となる場合があります。
- 求職活動報告書を毎月提出していただきます。活動したことが分かる書類の添付が必要になるので面接の予約や結果等の書類は保管しておいてください。

※ 1号認定の認定が受けられるのは、満3歳以上の子どもです。

ただし、施設によっては、1号認定であっても満3歳児が利用できない場合があります。

保育施設等入園（転園）申込書<<表>>

記入例

保育施設等入園（転園）申込書

- 1 利用調整のため、市が保有する世帯の所得課税情報、生活保護、児童扶養手当の受給情報、障害者関係情報、その他必要な事項を確認することや他の官公署に対し文書の閲覧（マイナンバーを用いた情報連携を含む。）又は資料の提供を求めることがあります。
- 2 申込み状況を特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者に提供します。

收受印

以上のことに同意し、次のとおり特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の入園（転園）を申込みます。

北杜市長 様				申込日	令和 6 年 11 月 6 日	
申込者 (保護者)	フリガナ	ホクト タロウ	続柄	父	連絡先	090-0000-0000
	氏名	北杜 太郎				
	住所	〒 408 - 0118 北杜市須玉町大豆生田961-1				
子ども	フリガナ	ホクト ミライ	性別	男・女	生年月日 (年齢)	令和 5 年 5 月 25 日 (1 歳)
	氏名	北杜 未来				

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 入園 ・ 転園 (転園理由)		令和7年4月1日時点での年齢
希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日から	<input type="checkbox"/> 小学校就学日の前日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 7 年 6 月 30 日まで
希望する時間	午前 8 時 30 分 ~ 午後 4 時 30 分	希望する曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土
希望する施設・事業等 (第7希望以降は別紙に記入して添付してください。)	第1希望	須玉保育園・南部こども園	保育の必要性理由により、利用できる期間・時間が異なります。詳細を9~11ページで確認して記入してください。
	第2希望	しらかば保育園	
	第3希望	みどり保育園	

兄弟姉妹 2人以上で申し込む場合の意向

2人以上のお子様を同時に申し込む場合は、いずれかにをいれてください。

同じ保育施設等で同時期の入園のみを希望する。
(それ以外の入園しかできない場合、同じ施設に同時期に入園できるまで待つ。)

同時に入園できれば、兄弟姉妹別施設でもよい。
(1人だけの入園しかできない場合、同時入園できるまで待つ。)

※兄弟姉妹が同時に入園可能な場合

別施設でも希望順位を優先する。(順位優先)

同じ施設であれば希望順位が低い施設であっても利用できる施設を優先する。(同園優先)

1人だけの入園でも希望する。

その他(兄弟姉妹の組み合わせ等につ

既に亡くなっている場合は、「死亡」、離婚して所在不明の場合は「離別」と記入してください。

	続柄	氏名	住所	年齢	保育ができない理由 ※	
祖父母の状況	父方	祖父	北杜 次郎	北杜市須玉町大豆生田961-1	73 歳	
		祖母	北杜 梅子	死亡		
	母方	祖父	山田 一郎	東京都〇〇区××1-1-1	65 歳	遠方のため
		祖母	山田 花子	同上	62 歳	遠方のため、〇〇へ勤務しているため
他の同居親族の状況			令和7年4月1日時点での年齢	歳	祖父母等が65歳以下の場合、保育ができない理由も記入してください。	

※ 65歳以下の同居の祖父母・親族がいる場合、保育ができない理由(就労先・健康

保育施設等入園（転園）申込書<<裏>>

記入例

子ども	氏名	北杜 未来	生年月日	令和 5 年 5 月 25 日	年齢	1 歳
-----	----	-------	------	-----------------	----	-----

児童の状況	現在の保育状況	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅で保育している。（父・母・祖父母・） <input type="checkbox"/> 職場に同行している。（職場内託児所 有・無） <input type="checkbox"/> 次の預け先で保育している。年 月 日から 保育時間 時 分～ 時 分 氏名又は施設名（ ） 住所又は所在地（ ）	令和7年4月1日時点での年齢
	病歴・持病等	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 病名（アトピー性皮膚炎） 令和5年12月頃 日から <input checked="" type="checkbox"/> 通院（週・月・年 1回） <input type="checkbox"/> 入院歴 年 月 日～ 年 月 日 その後の経過	
	発育・発達	発育・発達（言葉、身体、排泄や食事等の生活面、運動面等）で気になることがありますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 相談している施設はありますか。 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 施設名（ ）	北杜市立の施設では、アレルギーがある場合や、0～1歳半の子どもの離乳食について、入園決定後に施設と面談を行います。
	アレルギーの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳又は乳製品 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> そば <input type="checkbox"/> ピーナッツ <input type="checkbox"/> その他（ ） 除去の内容（ <input type="checkbox"/> 完全除去 <input type="checkbox"/> 部分除去 <input type="checkbox"/> 除去なし） 食物以外のアレルギー（ ）	
	乳幼児健診等	受けた健診・相談に○をつけてください。 4ヶ月・7ヶ月・12ヶ月・1歳6ヶ月・2歳・3歳 他市町村で受診（ 4ヶ月、7ヶ月健診は〇〇市で受診 ）	
	予防接種	接種済みに○をつけてください。 ヒブ（初回追加）・肺炎球菌（初回追加）・B型肝炎 四種混合（1期初回・1期追加）・麻しん風しん混合（1期・2期） BCG・水痘（1回目・2回目）・日本脳炎（1期初回・1期追加）	
	その他	その他、気になることがありましたら記入してください。	

申請時確認書

以下の項目をお読みになり、内容を確認の上、確認欄の□にチェックをしてください。

確認項目		確認欄	
		1号	2・3号
申請・申込み	1 「北杜市保育園・認定こども園等入園案内」の内容を十分に理解した上で、申込みます。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	2 申請書類及び必要書類は提出日までに必ず提出します。不足書類がある場合、申請が受理されず、再提出の提出等、速やかに変更の手続きを行います。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	3 1号認定（保育の必要性なし）の申請をされる方は「1号」欄、2・3号認定（保育の必要性あり）の申請をされる方は「2・3号」欄にチェックしてください。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	4 申請書は記載されている年度内のみ有効になります。次年度の申請受付開始時までに入園決定がされておらず、引き続き入園を希望する場合は、改めて申請が必要なることを了解します。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	5 希望する保育園等は、全て入園の意思がある施設です。（第一希望の施設に入園できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
入園・転園	6 入園決定後に辞退する場合は、必要な手続きを速やかに行います。また、辞退後、他の保育園等の入園を希望する場合は、改めて申請が必要なることを了解します。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	7 転園決定後に辞退した場合、元の保育施設に戻る（転園前の施設を継続して利用する）ことができないことを了解します。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	8 入園後、保育の必要性の要件に変更があった場合は、速やかに変更申請を提出します。また、変更の適用は原則翌月1日からとなることについて了解します。【例：保育短時間から保育標準時間への変更など】		<input checked="" type="checkbox"/>
入園後	9 保育を必要とする事由がなくなった場合、退園もしくは認定区分の変更の手続きをします。		<input checked="" type="checkbox"/>
	10 育児休業から復職した場合または就労内定で入園した場合は、入園後1ヶ月以内に復帰または就労を開始した保護者の就労証明書を提出します。		<input checked="" type="checkbox"/>
	11 入園後1～2週間程度は慣らし保育があり、通常よりも短い時間での保育になることについて了解します。（児童の年齢や状況、施設によって実施期間や時間が異なります。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	12 求職活動要件の場合、「求職活動等状況申告書兼誓約書」の誓約事項を遵守します。		<input checked="" type="checkbox"/>
	13 出産要件の場合、出産後1ヶ月以内に、母子手帳の氏名と分娩日が分かるページの写しを提出します。		<input checked="" type="checkbox"/>
	14 ご家庭の状況が変わったとき（結婚・離婚等）は速やかに必要な手続きを行います。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	15 祖父母等と同居（同一敷地内も含む）しており、主宰者（主に家計の支払いをしている方）が保護者以外の場合は、保育料の算定や副食費の免除判定の際に主宰者の住民税額を合算することを了解します。また、保護者の課税額が非課税の場合、主宰者が保護者であっても同居の祖父母等の住民税額を合算することについて了解します。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
16 保育料・副食費は、納入期限までに支払います。滞納した場合、全ての項目について確認、 <input checked="" type="checkbox"/> したうえで、お申込みをお願いします。			
17 保育料・副食費は、納入期限までに支払います。滞納した場合、と、兄弟姉妹の申込みの際優先順位が下がることについて了解			

上記全ての項目について了承し、保育園等の入園を申し込みます。

令和 6 年 11 月 6 日

保護者氏名 北杜 太郎 (続柄： 父)

※全ての確認欄にチェック及び上記に署名がないと、申込みができません。



保育園等の情報をお知らせしています。

URL : <http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/kosodate/>

